

むつ市議会第265回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和7年9月2日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第63号 財産の取得について

（第1期GIGAスクール構想において整備されたタブレットパソコンが更新時期を迎えることから、当該機器の一部を更新するためのもの）

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- （1）1番 高橋 征志 議員
- （2）19番 佐賀 英生 議員
- （3）6番 櫻田 秀夫 議員
- （4）7番 住吉 年広 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（２２人）

1 番	高 橋 征 志	2 番	杉 浦 弘 樹
3 番	佐 藤 武	4 番	工 藤 祥 子
5 番	濱 田 栄 子	6 番	櫻 田 秀 夫
7 番	住 吉 年 広	8 番	白 井 二 郎
9 番	富 岡 直 哉	10 番	村 中 浩 明
11 番	野 中 貴 健	12 番	佐 藤 広 政
13 番	東 健 而	14 番	中 村 正 志
15 番	井 田 茂 樹	16 番	浅 利 竹 二 郎
17 番	岡 崎 健 吾	18 番	佐々木 隆 徳
19 番	佐 賀 英 生	20 番	大 瀧 次 男
21 番	佐々木 肇	22 番	富 岡 幸 夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	山 本 知 也	副 市 長	吉 田 真
教 育 長	阿 部 謙 一	公営企業 管 理 者	吉 田 和 久
代 監 査 委 員	氏 家 剛	選挙管 理 会 長	畑 中 政 勝
農 委 員 会 長	坂 本 正 一	総 務 部 長	松 谷 勇
政 策 推 進 長	小 笠 原 洋 一	財 務 部 長	吉 田 由 佳 子
市 民 生 活 長	石 橋 秀 治	健 康 福 祉 長	斉 藤 洋 一
健 づ 推 健 福 次	高 橋 嘉 美	こみどら s m i l e s c o o f f i c e に っ こ 長	菅 原 典 子
農 林 水 産 長	一 戸 義 則	商 工 観 光 長	山 崎 学
ま ち づ くり 推 進 部 長	木 下 尚 一 郎	建 設 技 術 設 監	大 濶 聡

◎開議の宣告

午前１０時００分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、８月28日市長から、今定例会に議案１件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、８月29日に市長から、今定例会に提出されております令和６年度主要施策の実績報告書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配信しております。

なお、タブレット端末に登録されている資料は、既に訂正済みでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第２号により議事を進めます。

◎日程第１ 議案上程、提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 日程第１ 議案第63号 財産の取得についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。ただいま

ま追加上程されました議案第63号 財産の取得について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、第１期GIGAスクール構想において整備されたタブレットパソコンが更新時期を迎えることから、当該機器の一部を更新するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、９月８日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第２ 一般質問

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第２ 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんによりお手元に配信しております一覧の順となっております。

本日は、高橋征志議員、佐賀英生議員、櫻田秀夫議員、住吉年広議員の一般質問を行います。

◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） まず、高橋征志議員の登壇を求めます。１番高橋征志議員。

（１番 高橋征志議員登壇）

○１番（高橋征志） １番高橋です。２項目について一般質問いたします。

まず、項目の１つ目、人口減少対策について２

点質問いたします。

1点目は、子育て世代に対する経済的支援の拡充についてです。むつ市では、今年度から令和11年度までを計画期間とした第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しております。その基となるアンケート調査の結果が公表されておりますが、そこからは子育て世代の多くの方々が子育てに係る経済的負担に悩み、支援を求めている実態が分かります。

具体的には「子育てに関して悩みや気にかかることはあるか」との設問に対しては、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」と回答した割合は、小学生のこどもを持つ世帯では64.6%で第1位、未就学児のこどもを持つ世帯では56%で第2位となっています。また、「市の子育て支援施策について特に期待すること」との設問に対し、小学生のこどもを持つ世帯の50%が「学校関係にかかる費用を軽減してほしい」と回答しています。

本県の人口減少対策の方針として青森県が公表した青森モデルにおいては、希望しているこどもの数と実際のこどもの数にはギャップがあることが指摘されており、その理由としては「こどもの教育にお金がかかる」が最も大きく、その次が「食費、衣服費、小遣いなど、こどもを育てるのにお金がかかる」であることが明らかにされています。つまり経済的な理由が出生数に影響している可能性が極めて高いことが分かります。

同様の結果は、2024年度版青森県社会経済白書や国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査においても示されております。

私個人としては、子育て世代に対する経済的支援の拡充については、もともと短期的な転出抑制とUターンによる転入増加のための社会減対策として考えてきました。ですが、前述の調査結果からは、多くの方々が子育てに対し、経済的な負担を感じており、本当はこどもが欲しいと望んでい

るにもかかわらず、経済的な理由からそれを諦めている実態が見てとれます。

このことへの対策は、私が考えている社会減対策ではなく、自然減対策に属するものではありませんが、原因もその解決策も明白であるため、対策を打たず傍観するのは非合理的であると思います。

一方で、市の第3期子ども・子育て支援事業計画は、経済的支援として児童手当などの従来どおりの支援策にしか言及しておりません。具体的な市民の悩みが把握できたにもかかわらず、その対策として既存事業を並べるだけでは不十分ではないかと感じています。

人口減少は、市の存続に関わる本質的な課題です。機会のあるうちに思い切った支援が必要だと考えます。

そこで、1点目、人口減少対策として、子育て世代に対する経済的支援の拡充の必要性をどのように考えているのか伺います。

次に、2点目、学校教育における税外負担の削減についてです。前述のアンケート結果から、多くの方々が教育にお金がかかる、学校にかかる費用を軽減してほしいと感じていることについては、もはや否定の余地はありません。子育て世代の経済的負担を減らすことは、給付等の新たな施策だけではなく、今ある負担を削減することでも実現可能です。

かねてより、学校教育における保護者負担の削減を要望してきましたが、いまだその多くが実現しておりません。学校教育法第5条は、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する」と規定しています。したがって、学校教育に係る費用は、設置者である行政が公費の予算において負担すべきものです。

また、文部科学省初等中等教育局長名で発出さ

れた平成24年5月9日付24文科発第187号においては、各都道府県教育委員会に対し、次のように通知されています。「学校の管理運営に係る経費については、当該学校の設置者である地方公共団体が負担すべきものであり、地方財政法等の関係法令に則して会計処理の適正化を図ること。その際、同法第27条の3及び第27条の4は、学校の経費について住民に負担転嫁してはならない経費を規定しており、その趣旨の徹底を図るとともに、それらの経費以外のものについても、住民の税外負担の解消の観点から安易に保護者等に負担転嫁をすることは適当ではないこと」。このことから、少なくとも国は学校教育における税外負担を減らすように求めています。

しかしながら、当市では、これがないがしろにされてきました。受益者負担として、子どもたち本人の所有になるものが保護者負担の経費とされてきたにもかかわらず、それ以外の経費も負担させられているのは紛れもない事実です。保護者がよりよい環境を求めているから、保護者の理解を得ているからよいのではなく、そもそも学校教育に税外負担があること自体を問題視しなければならないと、これまでの議論を踏まえ感じたところです。

本来支払う必要のないお金を学校に支払い続けてきた、その結果が保護者の負担感として現れていることは、さきに紹介したアンケート結果のとおりです。教育行政という面だけを見れば、さほど問題には感じられないかもしれませんが、それをむつ市、そして青森県という視点から俯瞰して見れば、教育費の負担が子育ての負担となり、子どもを持つことを諦めざるを得ないところまでつながら負の連鎖が見えてきます。そこから目を背けるべきではないと思います。

そこで、学校教育における税外負担の削減についてどのように考えているのか。具体的には、ア

ンケート結果を踏まえれば、学校運営における保護者の税外負担を減らすべきだと考えますが、そのことについての見解をお伺いいたします。

最後に、項目の2つ目、デジタル防災行政無線のアンテナの変更契約についてです。昨年8月に新たに稼働したデジタル防災行政無線ですが、昨年6月のむつ市議会第260回定例会において5,227万4,200円の追加の変更契約を行ったことが報告されました。理由は、デジタル防災行政無線のアンテナを一度釜臥山展望台に取り付けたところ、当初の位置だと夜景観賞の妨げになることが分かったから設置場所を変更したためというものでした。アンテナの設置場所を急遽変更したことにより、結果としてアゲハチョウの夜景が世界夜景遺産に認定されたことは喜ばしいことであると思います。しかし、それに要した費用5,227万円は、避けることができた不要な費用であると考えます。

かねがね学校への予算の増額をお願いしてきました。予算不足や学校からの増額の要望がないなど、様々な理由により先送りにされてきた一方で、このようなことで5,000万円を超える多額の支出がなされたことには疑問を感じざるを得ません。

新型コロナ禍でオンライン開催になったとはいえ、むつ市で夜景サミットも開催され、夜景観光推進への機運が高まっていたことは、当時市内のみならず市民も知るところであったことを鑑みれば、眺望を遮る形でのアンテナの設置については計画の段階で事前に疑問を持てた、疑問を持つべきだったのではないかと思います。既に起きたことを変えることはできませんが、今後同様の事案が繰り返されることがないよう、原因を分析し、改善を図ることが求められると考えます。

そこで、夜景観賞の妨げになるにもかかわらず設置場所の見直しを行わなかった結果、変更契約により5,000万円以上の支出にまで至ってしまっ

たその原因分析と、分析結果を踏まえた今後の改善策について伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少対策についてのご質問の１点目、子育て世代に対する経済的支援の拡充についてお答えいたします。当市の人口減少対策の一つとして、こどもの子育て環境の充実は非常に重要なものと認識しており、令和７年３月に策定いたしました第３期子ども・子育て支援事業計画におきましても、こどもや子育て家庭の様々な不安や負担感の軽減を図るとともに、お互いが助け合いながら子育てができる地域づくりを進めていくこととしております。

国では、令和６年１０月から児童手当が拡充され、市では１８歳までの子ども医療費の無償化、保育所等に通うゼロ歳児から１歳児クラスのおむつの無償化等、子育て世代の経済的負担の軽減に取り組んでおりますが、今後におきましても人口減少対策につながる有効な経済的支援について検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、そのほかいただいたご質問につきましては、それぞれ教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員の人口減少対策についてのご質問の２点目、学校教育における税外負担の削減についてお答えいたします。

学校教育における税外負担、いわゆる学校徴収金を指しているものと推察して答弁をさせていただきます。学校徴収金は、児童・生徒個人の所有

物に係る経費や、教育活動の結果として直接的利益が児童・生徒に還元されるものなどを保護者から徴収しているもので、各学校において学校徴収金マニュアルを定め、取り扱われております。

教育委員会といたしましては、学校徴収金が保護者の皆様方の過度の負担とならないよう必要最低限とし、かつ適切な管理を行うよう、各学校への指導をいたしております。

また、学校徴収金につきましては、保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和６年１０月から青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、学校給食費無償化事業を開始しており、小・中学生のいるご家庭では、児童・生徒一人当たり年間約７万円の負担軽減となっております。

学校給食費無償化事業につきましては、令和７年度予算ベースで県交付金の不足分約５,３００万円の一般財源を要する事業ではありますが、教育委員会といたしましては、まずは本事業の継続を最優先とし、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 事業の検証についてのご質問、デジタル防災行政無線のアンテナ設置場所を変更したことにより、新たに５,２２７万円を追加で支出したことに対する原因等の検証と今後の改善策についてお答えいたします。

防災行政無線デジタル化整備事業に関しましては、令和２年度に実施設計業務を行い、令和４年度に整備工事の本契約を締結し、令和５年度中の完成に向け施工しておりましたが、無線中継局のアンテナの設置位置の変更に伴い工期を延長したことから、令和６年１２月に工事の完成に至っております。

当初無線中継局のアンテナ設置位置につつまし

ては、関係部局から図面等の検討資料の提供を受け、市民の生命、財産を守る情報伝達手段としての防災行政無線の機能を適切に確保するため、電波の送受信の関係上、最も適した位置を選定したものであります。

その後、市の方針といたしまして、釜臥山展望台から見える夜景の世界夜景遺産認定を目指すことから、この認定を受けるため、施設等の改善点などをチェックする外部の専門機関に委託したところ、展望台2階の展望フロアからの眺望にアンテナが支障を来しているとの指摘を受けたところでございます。

この件に関しまして、内部で協議を行う過程におきまして、ランニングコストや事業費の低減、また市にとって有利な起債の活用が見込めるなどの提案等を勘案した上で、電波状況も含め、改めて代替位置の調査を実施し、現在の設置位置の変更に至ったものでございます。

したがいまして、施工当初は防災行政無線としての機能確保を第一に判断したものであります。が、夜景観光施策の推進という市の新たな政策方針及び施工上の総合的な検討の結果、変更契約の判断に至ったものと認識をしております。

これを契機に、現在市では様々な事業の遂行に当たり、関係部局間の横断的な連携と多角的な視点で事業の方向性を検討していくことが重要であると認識を深め、業務量や重要度に関係なく協議内容を文書に記録し共有するなど、遺漏なきよう遂行しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） それでは、再質問をさせていただきます。順番に子育てのところから再質問をさせていただきます。

先ほど市長からご答弁いただいたのは、経済的支援の拡充については検討していくということで

したけれども、改めて質問させていただきますが、これまでの調査の結果、市でも、国でも、県でもそうですけれども、経済的支援を子育て中の皆さんが求めているというのは明らかなと思います。その点を踏まえて、経済的支援の拡充の必要性があるかないか、そこについて改めてお考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） アンケートの結果、経済的負担を感じる割合が多かったということは、市としても認識しておりますので、拡充の必要性はあると認識している一方で、当市の課題でございます雇用、いわゆるお父さんとお母さんが一定程度安定した収入がなければ、こどもを産みたい、育てたいという思いにならないと。それは、経済的負担とともに重要な課題だと認識しておりまして、当市の今の雇用状況を申し上げますと、有効求人倍率が今も1を切っていて、仕事が足りない、また令和4年度現在ですけれども、市町村民所得、1人当たり266万円という形で、非常に全国的にも低い状況でありますので、経済的負担の軽減を市としても考えると同時に、今、市として、大きな柱として実施しております企業誘致、若い世代の仕事、所得を増やす、これにも尽力しておりますので、その双方を勘案しながら政策については検討してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 雇用、企業誘致、すごく大事だと思います。そこに関しては異論はありません。ただ、やはり雇用を生むとか賃金を上げるとかというのは、行政だけでできる話ではなくて、やはり最後は経営者の方々の経営判断というところがありますので、私ももちろん市に雇用がたくさん生まれてほしいですし、もっと賃金も上がってほしいなと思いますけれども、それは一朝一夕でできるものではないと思いますので、行政としてで

きることといえば、まずは実際の給付なのか、もしくはその負担の削減なのか分かりませんが、そういった形でやっていくことがまずは大事、もう近々の課題ですので、できるところから手を打っていくということが必要なのではないかなというふうに思っています。

先ほど経済的支援の拡充の必要性は認識していると、必要だと思っているということだったのですけれども、アンケートの結果を踏まえて、でも新しい第3期子ども・子育て支援事業計画には、経済的な支援というところが市のオリジナルとしてなかったというところがすごく気にかかるのですけれども、あえて今回第3期子ども・子育て支援事業計画に経済的支援策が盛り込まれなかった理由、そこについてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の結果から、子育てに係る経済的負担が大きいということについては、検討を要する課題として認識しております。

経済的支援策として、ゼロ歳児から2歳児の保育料無償化については、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定した当時においても、新たな施策として検討しておりましたが、具体化に至らなかったことから、盛り込むことができませんでした。

しかしながら、経済的負担の軽減については、現在も継続して検討を重ねており、今後策定する予定の第1期こども計画における新たな経済的施策として協議をまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 今部長のご答弁で、無償化になっていないゼロ歳児から2歳児までの保育料の

無償化について、検討しているということで恐らく今言及があったかと思います。次のこども計画にのせてということなのですから、もう少し具体的に今の検討状況、例えばいつを目指しているとか、予算化がどのくらいになるかとか、そういった具体的なものがあれば、検討状況があればお示ししたいかと思います。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

現在子育て世代への経済的支援策としては、先ほども申しましたとおり、保育所等に通うゼロ歳から2歳児の保育所利用料と3歳児から5歳児の副食費の無償化について、継続して検討を進めております。

具体的な実施時期については、現時点ではお示しできませんが、予算の規模としてはゼロ歳から2歳までの保育料を無償化した場合、対象園児数は現時点で300人程度、費用は9,000万円ほどを見込んでおります。また、副食費を無償化した場合には、対象園児数は現時点で600人程度、費用は3,000万円弱を見込んでおります。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） ゼロ歳から2歳の保育料と3歳から5歳の副食費の部分で、合計で1億2,000万円程度の予算の試算だということになるかと思いますが、私個人としては市の本質的な課題がやっぱり人口減少だと思うのです。人が減ってしまったら、もう幾ら頑張っても取り返せないことになってしまうので、なので人口減少に資する施策についてはある程度覚悟といいますか、集中的に投資しても問題ないのではないかと。むしろ集中的に投資するべきなのではないかというふうに思っております。今試算でそれなりの負担感には、予算規模にはなるかと思いますが、

ぜひ今後に向けて、もう今は9月ですから、間もなく予算編成という時期にもなると思いますが、可能な限り早い段階で事業化できるように、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今のお話は、保育料、保育所に係る部分ということで、未就学児に対する支援になるかと思えます。一方で、アンケート調査の結果からは、小学生のこどもを持つ世帯からも経済的な負担という部分が出ています。

未就学児の部分は、今相当な予算額が伴いますが、検討していただいているということで、小学生以上のお子さんを持つ世帯に対しては、どのような経済支援が検討可能かというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

就学後の支援につきましては、ほかの自治体の例となりますが、修学旅行費の支援事業や、小・中学生の習い事の補助等を実施している自治体もあると伺っております。

今後におきまして、他の自治体の例も参考に、本市の実情に合わせた事業を検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 昨年度でしたか、県の子育ての補助金が全市町村に出て、それを契機に県内の市町村で様々な子育ての施策が展開されていると思います。先ほどご答弁ありましたけれども、修学旅行ですとか、習い事ですとか、そのほかジャージですとか、いろんなものが、特に既に医療費だとか給食費だとかいうところを無償化している自治体は、さらにその後というところで、どんどんやっていると思っています。

そういう面においては、やはり転出、今回の議論は自然増減の部分で、できれば自然減をできるだけ減らしたいという話ですけれども、社会減というところに目を向けても、県内の自治体が競って子育て施策を展開しているわけですから、やはりトータルで見比べたときに、子育てしやすい環境に、むつ市から離れていくということもやっぱり考えられると思いますので、どうしても最後は予算という部分にはなってしまうかと思うのですけれども、そこはやはり選択と集中という観点から、できるだけ前向きに検討していただきたいと思います。

そういった意味から、子育てしやすいとか、あるいは「こどもまんなか」というメッセージがありますけれども、より具体的な実効性を持たせるためにももう少し突っ込んだ、例えば給付ですとか、そういったところのメニューも検討できるのではないかなと思うのですけれども、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 高橋議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、先ほど来、私雇用の話もさせていただいております。やはり子育て世帯、特に若い世代を、社会減の話もありましたので、一般的に言われる、やはり若い女性がいなければこどもは増えませんので、その世代を、例えば大学生と「ふらっと」をやっていると、奨学金が重いのだと、これをどうにかしてほしいという声があります。それがなければ助かるなど、地元で残りたいなど、そういったところもやっていかなければいけないと。

一方で、子育て負担の軽減、経済的支援、ぜひやりたい、予算が許すのであればやりたいという思いは、高橋議員と同じように市としては考えております。それを市町村の競争化のようにやることで、こどもが減っていないかということ、全国各

地で経済的負担の軽減をしても、こどもがまだまだ減っていると。今後は東京ですら減っていくという状況の中で、やはり若い世代をいかにむつ市にとどめられるかというところにも予算をかけなければいけないと思いますので、そういった観点から子育ての負担軽減と若い世代を残していく、大学誘致にも成功しておりますけれども、そういったところにも予算がかかっております。そういったところの兼ね合いを見ながら検討してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 人口減少というのは、何もこどもということに限ったことではなくて、先ほど市長もおっしゃったような様々な要因がありますので、それを、問題をどうつかまえて、どうバランスよくやっていくかというそのバランスの問題だと思います。

そういった中でも今回問題として取り上げたのは、原因といいますか、課題としてもうはつきりしているというところなので、それに対する打ち手はもう経済的支援だと。経済的に苦しいと思っている方々に対する支援というのは、経済的な支援になるわけなので、原因も打ち手も比較的明確だということで、やりやすい事業だと。やりやすいという言い方は語弊がありますが、施策として論理的に打ちやすいという部分だと思いますので、ぜひそこは引き続きご検討いただきたいと思います。

保育料のほうは、本当に期待していますので、よろしくお願いします。

それから次に、学校教育の税外負担の部分についての質問に移りたいと思います。先ほどのご答弁だと、給食費の部分は無償化したと。あとは、従来どおりですけれども、過度な負担にならないということでご答弁をいただきましたけれども、改めて質問をもう一度させていただきます。

学校教育において税外負担があるのであれば、それを減らすべきか、減らさないべきかということで考えれば、減らすべきだと考えるのですけれども、そこについてのお考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

議員がご指摘いただきましたように、公教育の管理運営に関しては公的資金で賄われるべきであると私どもも考えております。そして、幸いにして本市においては、それが実現できているものと理解しております。

しかしながら、この管理運営は教育活動全てを包括するものではないということも、また事実として考えられるべきであると思います。例えば遠足であるとか、あるいはお誕生日会であるとか、教育活動の充実を図るために、それぞれの学級、学校が工夫をして充実した教育活動が展開されております。そして、そうしたものに关するもし予算が必要であれば、それを保護者の方にご了解いただいた上で、あるいは保護者の方からご発案をいただいた上で徴収することに関しては、むしろ主体的な学校運営に保護者の方に参画をいただくという意味で大きなプラスであり、我々はそれをむしろ進めるべきであると考えております。

そうした前提に立って、再度お答えを申し上げますけれども、負担が過度であれば、当然それは縮小、削減すべきであると考えております。しかしながら、今申し上げましたように、必要度も一定程度あります。そして、そこから後はそれぞれの学校が目指す教育活動の実現に向けて保護者の方に丁寧に説明をして、そしてご理解をいただいた上で適切に管理運営されていくべきものであると考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 少し質問を替えますけれども、学校だけではなくて公共施設全般に言えることで

すけれども、基本的には税金を市民の皆さんから集めているので、その税金でもって施設を運営する、学校を運営するというのが基本ですよね。基本というか、大原則だと思います。なので、それ以外に足りないからといって、では市民の方から足りない分をもらうというのは本来好ましくないということで、市民に負担を求める学校運営は見直すべきだと私は思っています。

教育長のご答弁だと、何か前向きな学校教育というお話ですけれども、現に学校の日常的なコストといいますか、画鋏ですとか、チョークですとか、サッカーボールですとか、体育に使うラケットやネットとか、どう考えてもそれは公費負担だろうというようなもので、実際に今保護者の負担で買っているのが現状だということなので、それらを踏まえて、そういった日常的な、本来公費であると思われるような経費について、学校が税外負担にある意味依存しているというふうに思うのですけれども、その姿は望ましいと考えていらっしゃるのでしょうか。望ましいか、望ましくないかでお答えいただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お話をいただいたとおりであれば、望ましいことではないと考えております。しかしながら、例えばラケット等を例に取れば、それが体育の授業でひとしく使われるものであれば、当然公費負担でなければならないと考えております。しかしながら、例えば学級で昼休みに遊ぶために使う、そうしたものであれば、それは公費でなくとも差し支えがない部分かと思っておりますので、我々はしっかりそうしたところを確認した上で、各学校に指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） そこは、考え方の違いになってしまうのかもしれませんが、例えば昼休

みにこどもたちが遊ぶというものであっても、学校の中でやることですので、そこは別に保護者の私費に頼らなくても、公費の予算で手当てしても十分差し支えないかなというふうに私は思っているので、そこは個別の商品名とか個別の物品名を出しても、やっぱり学校でそれぞれの事情があってということなので、恐らくその次は事情を踏まえて適切に改善していくということが必要になるのかなというふうに思いました。

理想からして、税外負担があるということ自体は望ましくないということは共通認識かと思うのですけれども、そういった削減に向けて具体的にどのような取組が検討可能だと考えておられますか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えを申し上げる前に、まず1つ確認させていただきたいと思います。学校教育は、無償であります、公教育については。しかしながら、この無償というのは一義的に授業料を徴収しないということを指しています。したがって、それ以外のものに関しては、必要に応じて徴収することに関しては、決してとがめられるべきものではないと考えております。

そして、具体的な話、物の名前にはこだわらつもりはないのですけれども、例えば学校で普通に体育の授業のためにあるべき備品があります。ただ、それぞれの学校で、それ以外のものを使いたいということが多々出た場合には、そうした共通で備えられるべきもの以外に必要が生じますので、そうしたものを学校が保護者と相談をした上で、保護者から徴収をさせていただいて購入する分に関しては、特段問題がないと考えております。

そして、ご質問のどのような取組が考えられるかということですが、私どももいろいろな施策を練っておりまして学校のほうに配分してい

るものもあります。しかしながら、そうしたものの物価高騰に比して単価が上がっていれば、ではその物価の上昇に比して我々が学校に配分している公費が、その割合に応じて上がっているかといえば、そうでない部分等もありますので、そうしたこともしっかり考えながら、学校は不足なく公教育を営むことができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 先ほど教育長がおっしゃったように、昨年度と今年度の需用費、消耗品とかにかかる、その需用費の予算も若干は増えているのかもしれませんが、決して物価高騰の部分を吸収できるような金額で、割合で増えているようには見えませんでしたので、そこはやはり検討する余地があると思います。やっぱり順番としては、公費で先に調達して、それでも足りなくて私費という多分発想になっていると思いますので、そこはやれることはあるということで、問題は、課題は認識していただいていると思いますので、そこは引き続きご検討いただきたいと思います。

そうはいいいながらも、学校教育法では、やはり原則は学校の費用は設置者が負担するのだということで、授業料は無償だというのは憲法の理念としてももちろんのですけれども、学校教育法に照らせば、学校の運営に係る費用は設置者がやるということになっておりますし、先ほど壇上で文部科学省の通知も読み上げさせていただきましたけれども、文部科学省としても税外負担をできるだけ減らすのだということで問題意識を持っておりますので、保護者と一緒にいい環境をつくりたいとか、あるいは同意の下だとかというところではなくて、原則に立ち返れば保護者の負担がなくても、私費負担がなくても学校運営ができるというところをやっぱり目指していかなければいけないのではないかなというふうに思います。

それで、教育と子育てという文脈を一緒に語るべきではないのかもしれませんが、結局は実際にそうやって市民の方、もしくはむつ市だけではなく青森県全体なわけですが、教育に対して経済的負担があるということは、もう保護者の皆さんの共通の認識だということでもありますので、そこは教育長の思いは分かりますけれども、負担を削減するようにぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

私としては、税外負担というところ、原則に立ち返るという意味ですから、各学校に任せるのではなくて、市と教育委員会として共通の方針を定めて各学校に見直しをお願いするべきだと思うのですが、教育委員会としてそういったところを検討できないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 私も議員同様、徴収金は少なければ少ないほうがいい、そのように考えております。そして、統一の指示、指導をしっかりとすべきではないかというご質問に関してお答えを申し上げたいと思います。

一部重複いたしますが、学校徴収金は学校と保護者が共通理解の下で行われているものと認識いたしております。自主性が重んぜられる学校教育において、保護者がその教育活動に参画をして、児童・生徒にとってより充実した学校環境、教育環境を実現、支援するために行われている自主的な取組であり、これは尊重すべきものであると考えております。

私どもからは、各学校に対し、適切な取扱いを指示いたしております。万が一不適切な取扱い等が見られた場合には、再度適切な対応をするようにしっかりと指導を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 学校徴収金の資料をたくさん

見えていますけれども、見ていて思うのは、どこまで使っていいのか、何のためにこの私費を取って、学級費とか学年費を取っているのかというところ、そもそもその認識というか、何のために取って何に使うのかというところが明確ではないのではないかなと。取りあえず取っているから、あと使っていいみたいな、ちょっと語弊があるかもしれませんがそれでも、そういった感じになっているのではないかなと。本来は、目的があって学校に預けて使ってもらおうという、使ってもらおうというよりも、預けて買うと、代わりに買ってもらうみたいなイメージだと思っていますので、取りあえず一旦プールして、足りなくなったからあれこれ買うとか、本来そういう自由に使えるお金ではないはずなので、そういったところも含めて認識を、学校と教育委員会とで共通認識を持ってほしいというふうに思います。改めてご見解をお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えを申し上げます。

今のご意見に関しては、全く同感であります。私どもが保護者からお金を徴収する際には、しっかり目的をお伝えして、そしてその会計処理等に関してもしかるべき形で報告を申し上げて、いささかの疑念も生じないようにする必要がある、そのように認識いたしております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 今はもう既に年度途中で、半分経過していますので、新年度に向けて、新年度というところで見れば、まだ時間がありますので、今後保護者の方がその使途に疑念を持つようなことがないようにしっかり検討していただきたいと思います。そうすると、結果的に恐らく減らせる部分はまだあると思いますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

人口減少について、一言述べてから次の質問に

移りたいと思います。繰り返しになりますけれども、人口減少は市が抱える本質的な課題だと思っております。人口が減ることで、まちの形が変わりますし、私たちの生活も今までどおりとはいえないと思います。人口が減れば消費が減って、地域の経済活動が停滞して、商圈として縮小して、結果企業が撤退して雇用が失われて、勤めていた方がむつ市を離れて、また人口減少になるという負のスパイラルといえますか、そういったものは今後どんどん加速していくのではないかというふうに思っております。

人口減少は、先ほど市長からもありましたけれども、経済的な負担だけが原因ではないことは理解しています。雇用や賃金の問題、育休が取りづらいという制度の問題、娯楽が少ないとか、女性に家事負担が集中するといったジェンダーの問題ですとか、社会の閉塞感など、様々な要因があって、それが目の前の生活不安、そして先が見通せない将来の不安につながっているのではないかというふうに思います。

解決に向けては、恐らく一発逆転で何かできるということではなくて、少しずつ、1 つずつ前に進んでいくしかないのではないかなというふうに思っています。

そのような社会不安を解消していかなければいけないわけなのですけれども、子育てに関する不安については、経済的な負担については、子育てしやすいとか、「こどもまんなか」といったフレーズを並べるだけで解決するわけではないので、着実に実効性のある取組をしていく必要があると思っております。

河北新報が今年の5月にウェブ上で公表した調査では、むつ市のこども1人当たりの児童福祉費が47.6万円となっていて、青森県の平均56万円を下回るだけでなく、県内ではワースト3位の数字となっています。

むつ市では、不安なく子育てができるという市の意思を示す実効性のある施策が他市町村以上に求められると思っています。子育て支援のさらなる拡充、学校教育における保護者負担の削減、それに伴う子育て予算、教育予算、学校予算の拡充については、これからも繰り返し要望させていただきたくておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは最後に、防災行政無線の質問をさせていただきます。先ほど庁内の横断的連携という部分とかもありましたけれども、改めて確認しますが、変更契約の部分、今回の件は庁内の連携が十分になされていれば、私としては未然に防げたのではないかなと思いますけれども、市としてどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 変更契約が防げたのではないのかというご指摘だと思いますけれども、議案を提案させていただいたときに、高橋議員、そして野中議員からも質問がありましたけれども、デジタル防災行政無線のアンテナの設置、設計を決めた後に、夜景観賞の妨げになるので、設置場所を変更したから新たに5,227万円の負担が起きたわけではございません。5,227万4,200円の増のうち、中継局の設置場所等の変更及び調整に係る経費が約263万6,000円の増、また屋外拡声器の設置場所も、その変更に伴う金額が676万円。

一方で、見解ですので、変更契約しようと判断した経緯の中には、その変更によって、見直したことによって、既存の子局の撤去本数が減することも提案として盛り込まれていまして、それで1,090万円の減になるという提案とともに、遠隔制御装置使用回線、これはN T Tの専用回線を使うのですが、それから光回線に変更することに伴いまして、1,123万円の増、これは増えています。これは増えているのですけれども、5,227万円の

財源、緊急防災・減災事業債で7割国から交付される財源が使えると。そういった財源を使いますので、基本的には3,500万円ほど国から補填される財源があるので、市の負担は1,500万円。

専用回線を光回線に見直すと、年間で200万円の軽減が見込まれる。これ10年で約2,000万円の軽減。そのことから、アンテナの変更が5,227万円かかったわけではなくて、そういった回線の変更で負担の軽減につながることを思って変更契約に至ったということでもありますので、それだけをもって変更契約したということではなくて、後年度の負担が減るという提案もありましたので、変更契約に至ったというふうに議案のときに説明したつもりであったのですが、詳細の金額についてはその際お示ししませんでしたので、今回お示しをさせていただきます。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（富岡幸夫） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

14番中村正志議員を指名いたします。

○議長（富岡幸夫） 続けます。1番。

○1番（高橋征志） 結果としてもろもろ支出が増えた部分、支出が減った部分とかということはあるかと思うのですけれども、そうはいいながらも、実際そのアンテナに係る部分では5,000万円丸々ではないということですのでけれども、それに伴う支出は出ているというふうに思いまして、すみません、議論に当たって、何にどこまでというところの詳細な数字は今私も持っていないので、これとこれが無駄だったとかという議論は、これ以上はできませんけれども。

先ほど防災行政無線の機能確保を最優先にとい

う話でしたけれども、そもそも釜臥山展望台というのは景色を楽しむための観光施設ですので、アンテナを取り付ける施設ではないので、そういった視点から考えれば、そもそもそこにつけるとなった時点で、ちょっと待てよというふうになるべきだったと。そうすれば、今の5,200万円丸々ではなかったにしても、無駄な経費というのは当然削減できたというふうに思います。

今回の設置場所の変更、アンテナの設置場所につきまして、当初の設計に至るまでの議論の中で、担当課は防災安全課と観光戦略課ですが、どのような議論を行ったのか、誰も問題視していなかったのか、そこについてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 答えいたします。

設計時点におきましては、釜臥山展望台屋上からの眺望を阻害していなかったという点、また防災の観点からいきますと、防災行政無線中継局の電波の状況が、やはりよい地点であったと。この2つの観点から、協議の上判断しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 問題の眺望を遮るというのは、釜臥山展望台、屋上を3階だと見立てれば、その2階の屋内から市街地を見る。あそこのガラスのところにアンテナがかぶってしまって、景観といいますか、眺望が阻害されたということだと思います。今のご答弁だと、屋上から見られるから大丈夫だったということだったと思うのですが、結果として、やはり釜臥山展望台の目的といいますか、そもそもの目的、それから夜景観光を推進していこうという観点から考えると、やっぱり適切ではなかったということになると思います。

私としては、やはり市内連携がうまくできていれば、それでもやっぱり防げたのではないかなと

いうふうに思います。というよりも、やはり夜景をこれから推していくということは、夜景遺産になったのは最近ですけれども、当初の時点からの市内の、市内の共通認識だったと思いますので、防げたのではないかなと思っているのですけれども、すみません、繰り返しになりますが、5,000万円丸々ではなかったにしても、不要な支出が行われたということで、今後の具体的な改善策について改めてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 具体的な改善策については、総務部長から答弁をさせていただきますけれども、まず釜臥山展望台、夜景を観賞するための施設であります。一方で、市内に、皆さん、テレビを視聴されていると思いますけれども、釜臥山にテレビ塔、各社のアンテナというか、放送局がありまして、そこから電波を出しております。電波を出すということは、やはり電気も使いますし、施設が必要になります。そういった施設を新たに設置して、そこに無線機を立てて発信をする。これは、やはり経済的コストがかかりますので、そういったことを含めまして、夜景を推進しながらも使える施設は使っていく。高橋議員がおっしゃっていることを、やはり不要な財源を使わないという観点から、市としてはその施設を選定させていただいて、使えるものを使い、皆さんに防災行政無線、防災情報を届ける、そういった役目を担わせようということでもありますので、何も釜臥山展望台が夜景観賞だけの施設ということではなくて、市の施設でありますので、そういった観点からその施設を選ばせていただいたということでございます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 答えいたします。

先ほど市長からもお話しございましたけれども、このたびの変更契約の前段といたしましては、

外部の専門機関からの指摘というところも判断材料の一つとはなっております。無線中継局のアンテナの移設のみだけではなく、新たにランニングコスト等を低減する提案があったこと、また有利な起債の活用が見込める状況等がありましたので、総合的に判断したものでございます。

いずれにいたしましても、様々な事業の遂行に当たりましては、関係部局間で必要な協議を実施いたしまして、多角的な視点で事業の方向性を検討していくことが重要であると思っております。

現在市では、住民の生命、財産を守る防災施策であっても、経済性や財政負担、他事業とのバランスを適切に考慮する必要があると認識を深めておりまして、関係部局間の横断的な連携を前提にいたしまして、業務量や重要度に関係なく協議内容を文書に記録し、共有するなど、遺漏なきよう推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 時間もなくなってきましたので。

このいきさつをここに至るまでに、質問にする前までに、自分の中でどういった経緯があってこうなったのかというところを調べようと思って文書の開示請求などをさせていただいたのですけれども、令和2年ですか、令和3年ですか、設計して、当初の位置、夜景にかぶってしまう位置になぜついたのかというところの庁内の議論ですとか、そういったものを確認したかったのですけれども、結果として議論の公文書がないということで、どのような議論が行われて最終的にそこにつけたのかというところが分からないということになってしまいました。そのことについては、どのようにお考えでしょうか。公文書がなかったという公文書管理の部分において。

○議長（富岡幸夫） 申合せ時間が迫っております

ので、答弁は簡潔にお願いいたします。総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

ご指摘のございました意思決定の過程における文書というのはございませんでしたけれども、決裁文書等意思決定に関する明確な文書等はしかるべく作成をさせていただいております。様々な過程を経て完成した設計図書の検査及び発注事務等において決裁をしていることが最終的な意思決定であると認識をしております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 最終的にゴーしたというその意思決定ということではなくて、その議論の過程、それがなかったことについてどのようにお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） 今回の事例を受けまして、庁内に横断的な検討を行う際には文書等を残す、そして連携を図るということに取り決めて、今事業のほうを推進しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 人間がやることですので、必ずヒューマンエラーというもののはどの組織でも起こると思っていて、大事なことは、起きたときに、それをどう反省して、結果を分析して、次に失敗を繰り返さないようにどうするかということが一番大事かと思います。その面において、何が起きたかを検証できないという状態であれば、まずそこから改善していただく必要があると思います。

私としては、無駄な支出が少なからずあったと思っています。同じことを今後繰り返さないように、今回のことを教訓として、これからの市の事務に当たっていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、午前11時25分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 3 分 休憩

午前 1 1 時 2 5 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。19番佐賀英生議員。

（19番 佐賀英生議員登壇）

○19番（佐賀英生） おはようございます。19番、市政クラブの佐賀英生です。むつ市議会第265回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問いたします。理事者各位の前向きな答弁をお願いいたします。

参議院議員選挙が終わり、1か月半がたちましたが、結果はご存じのとおりと思います。思いや感想はそれぞれあることと思いますが、私が一番びっくりしたのは、SNSを駆使した政党の躍進です。SNSを使用した選挙は、ここ数年顕著ではありましたが、これほどまでに影響力があったのかということです。

地方選挙に関しては、限定的ではありましたが、国政選挙及び都市部の選挙にはそれ相当の影響力を発揮するのだろうということを思い知らされました。反面、SNSの一方通行の怖さと投票者の思い込みや情報の狭さを知ることにもなりました。私は、SNSは見るほうが専門で、発信も書き込みもしませんが、記事を見ますと、かなりデフォルメされているもの、過激な週刊誌よろしく、極端な見出しで引っ張っているものが多いと感じられ、空恐ろしさをも感じました。

とある県の知事選のことがよみがえってまいりました。飛躍的に伸ばした2つの政党は、閉塞的

な説明もしない旧態依然とした政党に、政権交代する意気込みのない政党に、地方を拠点としているが何かと問題の多い政党にノーを突きつけ、分かりやすいタイトルとパフォーマンス、そして追う者の強さであるパワーのあった党に期待と望みをかけた行動であったのではないかと考えております。

有権者が選ぶのですから、取りあえず民意と捉えませんが、排除の理論と分断をあおることで引きつけようとするのは、私はその手法はいただけません。特に外国人労働者を排除するというのは、日本の国力を弱めるとともに、衰退に向かっていくと思ってしまいます。その後どうなるかということを描けない政党が、国を守るとか、日本人ファーストとか、保守的なことは言ってほしくないと考えております。

今世界情勢を見れば、大変な時期に突入しております。私的には、静かな第三次世界大戦と言っても過言ではない状況と考えております。日本に影響のある近隣3国、特に注意すべきと考えております。一番注意すべきは、終戦近くなると攻めてきて国土を取ってしまう赤い熊には注意が必要だと考えております。熊、クマには気をつけましょう。

それでは、通告に従いまして、3項目5点について質問いたします。

1 項目めの鳥獣対策（熊編）について質問いたします。青森県環境エネルギー部自然保護課の「ツキノワグマ出没対応マニュアル」及び東京農業大学森林総合学科、山崎晃司教授の「ツキノワグマの基本的な生態の理解」を参考に質問させていただきます。

ツキノワグマは、日本では歴史的に本州、四国、九州に分布していましたが、九州では1940年代に絶滅したと考えられております。西日本のツキノワグマの分布は、かなり昔から限られていたとの

こと。国際自然保護連合のレッドリストで、日本に分布する亜種のニホンツキノワグマは、環境省のレッドリスト2002年で、四国、中国、紀伊半島及び下北半島地域個体群に絶滅のおそれがあるとされています。ニホンツキノワグマの特徴は、胸の白い三角模様で、成獣では三日月模様が目立たなくなる個体が多く、頭胴長、頭から足までですけれども、110センチメートルから130センチメートル、体高、四つんばいになったときですけれども、50センチメートルから60センチメートル、体重は40キログラムから130キログラム、雄の平均が70キログラムで、雌の平均が60キログラムとのことです。これは、各書物において若干の変更はありますが、おおむねこういう形だと載っております。

植物食の傾向が強い雑食で、昼夜を問わず活動と休息を繰り返してはいますが、人里に出没するときは夜間が多いともされております。

交尾期は、5月から7月で、受精後の雌の栄養状態で、着床したり、着床を休んだりして妊娠が決定されるという。出産は隔年で、秋の栄養状態によりゼロ頭から3頭まで変動するとのことです。

熊は、本来人を避ける動物ですが、人とばったり会ったりすると、自身や小熊を守るために攻撃を加えることがあり、子連れのときは特に注意が必要とされております。

熊を誘引させないためには、農作物の味を覚えさせないことが大切で、嗅覚が優れているために、放置された農作物や放棄果樹、残飯などが特に誘引してしまいます。誘引を防ぐには、電気柵が有効で、正しく設置し、適切に管理すれば非常に高い防除効果を発揮すると言われております。

昨日9月1日、改正鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が施行され、市町村の判断で市街地での発砲が可能とされましたが、私

はいささかの不安を感じております。ライフル銃を市街地で、かつ比較的至近距離で撃つわけですから、ほぼ貫通します。貫通した弾は、山林と違い、比較的硬い家や建物に当たり、跳弾してしまう可能性が高いからです。

改正法では、市町村が警察などと連携し、現場周辺の通行規制や住民の避難誘導を行い、安全が確保されていることが条件で、銃弾が周囲の建物などに当たり損害が生じた場合は、市町村が補償するとあり、イノシシも危険鳥獣と定義され、発砲の対象となるということですが、どちらにしても、じっとしている動物ではないので、態勢を整えている間に移動してしまうということも考えられると思っております。

また、熊との共生という意見もありますが、どの書物や記事、論文も、可能と位置づけてはおります。がしかし、異口同音に知識共有と時間がかかると書いております。早い話、私からすれば無理筋なことと考えております。なぜなら、いっそのこと熊を捕獲して、1か所に集めて、どこかの熊牧場みたいにしたほうが早くて安全なのではないでしょうか。建物は国が建設し、管理は動物愛護団体や、「熊を殺さないで」と言う方に無償で行ってもらうのが一番よろしいのではないのでしょうか。いっそ東日本の捕獲した熊を1か所に集めてしまえば、簡単で、単純で、すぐ終わることと思います。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、むつ市における今年現在までの出没状況について。

2点目として、熊出沒の周知方法について。

3点目として、捕獲及び駆除の方法について。

3点5項目の関連事項について、市長にお伺いいたします。

2項目めのフィルムコミッションについて質問いたします。「フィルムコミッション」という文

言を使っておりますが、適当な表現ができる文
言が見当たらなかったため、「フィルムコミッ
ション」という表現にいたしました。むつ市を今
以上に売り出し、観光客などを誘致し、産業振興
につなげるという意味で、映画に限らずドラマや
CM、またそれに準ずるSNSなどを含んだ表現
と理解していただければありがたいです。

フィルムコミッションは、私の記憶の中で、20年
から25年ぐらい前に盛り上がったことがあるので
はないかと記憶しております。先般テレビを見て
いましたら、幾つかの自治体で映画撮影できる場
所の紹介や、建物を建築し、そこで映画やドラマ
撮影ができる場所として提供しているとのこと。
もっと踏み込んだ自治体は、役所の前や、その前
の道路を通行止めにしてまで提供していると放映
されておりました。

インバウンドの影響により、映画やドラマ、ア
ニメなどに登場する場所を聖地巡礼として訪れて
いる人がたくさんおり、盛況を博しているとの報
道でもありました。しばらく静かだったフィルム
コミッション団体も、活動再開ということも報道
され、むつ市にもフィルムコミッションがあると
記憶しておりますので、自治体が行うのか、しも
きたツーリズムが行うのか、その他の団体が行う
ことは別として、自然豊かで歴史もある当市のア
ピールを強化するために、映画撮影のロケ地とし
てむつ市をアピールし、産業振興に結びつけるこ
とについて、市長にお伺いをいたします。

次に、3点目のイベント時の担当課への連絡に
ついて質問いたします。本来なら各課、各部に話
せば済む話ではありますが、全部署に関わる話で
すので、一般質問という形にさせていただきます
ことをご容赦願います。

平日は、市役所に連絡すれば、各課に人がいる
ので連絡は容易ですが、土・日、祝日となります
と、なかなか容易でないときがあります。イベン

トや式典、催事などは、土・日、祝日が多く、連
絡を取りにくいときは当日が多く、当然市役所は
休みで、電話はつながるものの、直接的な連絡が
取りにくく難儀です。直接つながる機器を担当者
に持たせ、連絡を取りやすい環境を整えていって
ほしいと考えております。

そこで、質問いたします。イベント時や行事の
担当課への土・日、祝日の連絡方法について、市
長にお伺いをいたします。

以上で壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐賀議員のご質問にお答えい
たします。

鳥獣対策（熊編）についてのご質問の1点目及
びご質問の2点目につきましては、担当部長から
の答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の3点目、捕獲及び駆除方法につ
いてであります。青森県有害鳥獣捕獲事務取扱
要領を遵守した上で、農作物被害や環境被害等の
状況により、捕獲活動を猟友会と連携し実施して
おります。

捕獲方法であるドラム缶式のわなの設置につ
きましては、餌での誘引により大変危険を伴います
ことから、特に住宅地におきましては2次被害に
つながることがないように、設置場所の選定につ
いて十分に検討した上で捕獲に努めておりますの
で、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、フィルムコミッションについてのご質問
及びイベント時の担当課への連絡方法について
のご質問につきましては、それぞれ担当部長から
の答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 鳥獣対策（熊編）に
ついてのご質問の1点目、むつ市における今年現
在までの出没状況についてお答えいたします。

市内における令和7年時の目撃件数といたしましては、8月31日の時点で、むつ地区が212件、川内地区が65件、大畑地区が139件、脇野沢地区が15件の合計431件となっており、令和6年の1年間と比較しますと、既に市全体で350件の増となっております。

次に、食害件数は、むつ地区が3件、川内地区が6件、大畑地区が5件の合計14件報告されており、令和6年の1年間と比較しますと、市全体で7件の増となっております。

なお、人的被害は現時点で報告されておりません。

次に、ご質問の2点目、熊出没の周知方法についてであります。市公式LINEの「クマ出没アラート」や防災かまふせメールによる情報発信、広報車や警察車両のスピーカーによる注意喚起を実施しております。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） フィルムコミッションについてのご質問、映画撮影のロケ地としてむつ市をPRし、産業振興に繋げることにについてお答えいたします。

当市は、釜臥山からの夜景や川内川溪谷、葉研溪流、脇野沢の鯛島など、魅力的な地域資源を有しており、これまで当市をロケ地として撮影された映画などにつきましても、豊かな自然風景や地域に暮らす人々に育まれた地域性を背景に撮影が行われてきたものと認識し、そのことは全国的にも例にあるとおり、地域の魅力発信や観光誘客の契機につながるものと考えております。

当地域におきましては、2005年にむつ下北広域8市町村や関係団体等で構成された下北フィルムコミッションが一般社団法人むつ青年会議所を事務局として設立されておりますが、近年は当市で撮影された映画はなく、映画撮影に関して大きな動きはないものと伺っております。

情報の配信媒体につきましては、映画やドラマ、CM、アニメ、ゲーム、インターネット動画、SNS等多様化しており、このような状況から、様々な媒体を組み合わせた情報発信が効果的であると認識しております。

昨年度スタートした観光アプリ「キラナビ」での情報発信や、Aomori Global Advance Projectの一環としてVisit Aomori JapanというInstagramアカウントで当市や青森県の魅力を英語で発信しております。これらの取組を通じて、映画撮影をはじめアニメやゲームなど、様々な媒体において舞台やロケ地に選ばれるよう、より効果的に当市の魅力を国内外へ発信してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） イベント時の担当課への連絡方法についてのご質問、イベント時や行事の担当課への連絡方法についてお答えいたします。

閉庁日に庁舎内で開催する市のイベントや行事等につきましては、市役所の宿日直のほか、イベント等の開催会場の管理担当者とも情報を共有し、お問合せへの回答や担当職員への取次ぎを行い、参加されるお客様からの緊急連絡に対応しております。

一方で、お電話口でお待たせするなど、スムーズな対応ができていないとお声もいただいておりますことから、イベント開催時のお問合せ先の周知のほか、緊急時の連絡体制の構築に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ちょっと時間配分の手前上、3、2、1と行きますので、よろしくお願いいたします。

今イベント時とか、そういうときの連絡の対応の部分で答弁いただいたのですが、大体連

絡するとき、主に招待者の部分で今強めに言っているのですけれども、一般の方も含めて、土曜日、日曜日が多くなると思うのです、そのイベントがある日は。そうしますと、私も何度か経験があるのですけれども、突発的な行事、用事が入ってしまうと。何回か連絡するのですけれども、多分宿直の方も一生懸命やってくれるのですけれども、なかなかこっちが思っているほどスムーズではないと。本当に伝わっているのかどうかも分かりませんし、要は電話、連絡する側が望んでいるのは、担当課の方ときっちりと、こうこう、これで行けないとか、こういうのがありましたと、もしくはちょっと問合せで、こういうときにはこういうことでいいのでしょうかというのを直接的に連絡したいと思っているのですけれども、直接的な連絡の方法は考えていないでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

イベントの会場等に職員がおりますので、そちらのほうの代表電話等にお電話していただきますと、そちらの管理担当者とも情報共有をさせていただいておりますので、電話口まで担当者が出向くというふうな対応が可能だと思っております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） そうですね、私の場合、成人式がちょっと多くて、この前教育委員会から聞いたのですけれども、大変一生懸命やっているみたいなのですけれども、例えば電話口に電話する、呼んでもらう、そこでちょっとタイムロスが生まれると。私の場合、あまり気が長くないものですから、5分以上待たされると切ってしまうパターンが多いのですけれども、要は、例えばです、例え話で一番有効的な方法は、タブレットでも市役所の携帯でも、共通のイベント用のものを持っている、番号があることによって、もうそれが周知されていくと。どの課でも持てるし、どの課でも

できるしと。そのほうが、どっちかというと直接的には早いのではないかなと。何が、今そういう答弁が出なかったのも、まずそれについていかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

タブレット端末やスマートフォン等の導入につきましては、これから費用対効果等を勘案するほか、各種団体の対応方法等も参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） そんなに費用的に、費用対効果というものは、たしか効果となれば薄いのですけれども、その番号をまず取得したときに、イベントですとか何かのときに常に使えると。その番号が常にそういう対応のものだと、部署を関係なくして。そうすることによって、受ける側も、発信する側も、共通認識で、それで済むのだというものが私は簡単で一番いいと思います。たしか費用対効果と言われれば、幾らかかるのかどうのこのうのといっても、そこなのです、費用対効果。持つということとは、ある程度お金がかかりますよね。次でやりますけれども、皆さん情報を知るときに、熊でも何でもやってくださいと。携帯電話を持たなくてはいけないと。情報を知るときに、防災でも携帯電話持ってくださいと。同じですよ、費用対効果です、これも一つの。だから、そんなに難しくないと思う。前向きに考えていただくということです、市長、いかがでしょうか。前向きも前向き、一歩踏み出せば済む話なのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 緊急時の連絡対応用のタブレット、イベントタブレット、スマートフォンの購入、費用対効果と総務部長から説明をさせていただきましたけれども、現在は検討中の検討なので、

検討として伺ってほしいのですが、市役所の内線番号は今固定電話なのですが、携帯電話を持ってやっているところがございます。内線も含めて、外線も含めてやらせているところがありますので、それで代替できるのであれば、わざわざ追加でスマートフォンを買い必要がないということもありまして、現在そういったことも踏まえて、全庁的な電話番号を、固定電話と同じ電話番号で受けて、取るのが携帯電話みたいな。それが外でも使えるような仕組みもありますので、今現在庁内でそういった検討もされていますので、追加でイベント用というよりは、そういったところで対応もできるのかということも含めて検討させていただいておりますので、役割としては、やはり欠席、そういった連絡を休日に行えるかどうかということが目的だと思いますので、それに対応できるように検討していきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。総務部長も、そう答えてくれればすぐ終わったのに、もう。ありがとうございます。ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、フィルムコミッションの件なのですが、すけれども、壇上でも言いましたけれども、この前テレビ見たら、結構自治体が売り込んでいると。自分のところでロケーションしてくださいということで売り込んでいると。結構そういうのをやりますと、観光客の方が来たりとか何かする。特にアニメーション、何か昔というか、昔でもないか、「艦隊これくしょん」とか何かと大湊でも一時はやった時代がありまして、今はどうなっているかわかりませんが、そのようなものを誘致できるような、多分こちらからアプローチしてもいいのではないかと。特にうちの会派の東健而議員が一生懸命やっていた柴五郎さんなんというのは、僕もちょっと最近、読む間隔が、接触する回数が

多くなって読みましたけれども、ああいう偉人の方のものだって面白いと思います。会津若松市からのをずっと持ってくれば。

調べましたら、柴五郎さんの映画というのは1つしかないのです。「北京の55日」という1963年にやったやつなのですが、これはアメリカ映画なのです。そのときの俳優が伊丹十三なのですけれども、日本では作っていないと。ドラマは結構あります。「田原坂」をやって、五、六十本あるのですけれども、本人が主体になっていない、ちょっとした場所に出てくると。そういうものを含めて、むつ市からそういうものをアプローチしてみると、あっちから来るのを待っているだけではなくて。そうすることによって、1つ何か物を作れるのではないかと。

下北、結構売れている寺は別にして、そういうところに通っている生徒たちとか若い人たちがいるのです。そういうのを使ってやることによって、また一つ面白いものが出来上がっていくのではないかと考えていますので、ぜひともそういうところをひとつ検討していただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

確かに様々な情報配信の媒体にアプローチしていくということは必要だと認識しております。そのため、市といたしましても、関係団体と連携して様々なロケ地になりそうな候補地を広く発信していきたいと考えております。

様々なアプローチの仕方があると考えておりますので、引き続きそれぞれの媒体に適したアプローチ方法を検討して発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ありがとうございます。何とか売り込んでいって、よろしくお願ひしたいと思

います。

この前ちょっとヒアリングのときに担当課の女性の方にお話をしたら、ロケーションデータベースというのがあると。僕も調べてみたら、全国調べられたわけではない。47都道府県ありますので、おおむね抽出してやったら、東北の中で、また東日本の中で青森県だけが載っていないのです。なぜかと思って。東北はほとんど全部載っているのに、青森県だけ載っていないと。せっかくこういうものがあって、それを見せることによって、フィルムコミッションの方々ですとか、映画の関係の方々が拾っていくのだそうです。その場所がいいのか、どういうロケ地があるのか、どういう観光になるのかというのがあるので、ぜひとも前向きにロケーションデータベースというものに登録をすべきと思っておりませんが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

全国ロケーションデータベースというものは、文化庁の事業といたしまして、全国ロケーションデータベースの利用促進等のための調査研究の一環で開発された日本国内のロケ候補地を効率的に検索できるインターネットサービスでありまして、登録につきましては、市町村、自治体単位の登録ということではなく、神社、学校、病院など、それぞれの施設やロケ地に合わせた形でロケ候補地が登録されております。

全国ロケーションデータベースのホームページによりますと、全国のフィルムコミッションの情報を基にロケ候補地の登録をされているということで、議員おっしゃられたとおり、現在青森県内で登録されているロケ候補地はありませんでした。

ただ、今後青森県内のフィルムコミッションの活動等により登録へつながる可能性があると考え

ておりますので、当市といたしましても、むつ下北地域の関係機関への周知ということを図るとともに、引き続き登録も含めて当市の魅力発信に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ぜひとも登録に向けていろいろなところをチョイスして、そういうのをやって、まず一步を踏み出していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

続いて、熊のほうに行きたいと思います。先ほどの答弁でいろいろ、この前もらったのより、ちょっとやっぱり数が増えているみたいで、先ほど壇上でも申しましたが、熊の増える増えない、また作物の不況、豊作が2年に1回ぐらいのペースだということをやっておりまして、今年が二十何年ぶりの大不況らしいです。

昨日読んだ毎日新聞の森林管理局が出した今年の山の凶作、不作のやつで、かなり不良らしくて、特に9月、10月が最悪だみたいな話です。森林管理局のそれを研究する場所のところでも、9月、10月は気をつけてくださいと。ただ、これまでの市の努力でかなり捕獲されたりして、見た目は減っていますし、特にうちの町内は減らしてもらって大変ありがたいのですけれども、ただこれから出てくるということ。

どうしても豊作のときは、先ほど言ったとおり着床率が高くて、今年の春に生まれた小熊が多いと、そのように出ております。これからがつつり来るので、ぜひとも気をつけていただきたいのと、わな、さっきドラム缶2つで作った箱わなでしたか、捕獲の道具ですよ。それというのは、何基ぐらいあって、絶対的にどうでしょう、その数で足りているのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

熊わなの保有数につきましては、むつ、大畑地区においては30基程度、川内、脇野沢地区では10基程度準備しております。現状、数につきましては足りている状況と認識しております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 熊も移動する部分で、そこに仕掛けたから、必ずそこに行くわけではないというのは承知していますが、そうすると仕掛けてある程度の成果が見られたと。その成果が見られた基準というのは分かりませんが、そういうときにはどこかやっぱり次足りないところに移動して、今出ているところに移動するような形だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 捕獲頭数につきましては、まず市のほうで申請を受けまして許可をする形になります。それに基づきまして、猟友会様とともに現状農作物被害、もしくは市街地に出ているところを勘案しまして、設置位置を検討して新たな設置場所に設置するという流れで行っております。

以上であります。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 今朝のホットな話なのですが、昨日の夕方でしたか、青森県でこれから会議を開くと。そして、捕獲数を決めていくと。ただ、ちょっと言っているのか悪いのか分かりませんが、レッドリスト、これ2012年でしたか、2022年でしたか、その辺りに登録されて新しいのですけれども、これというのはある程度決めても、県が主導するのでしょうかから問題ないかと思うのですけれども、レッドリストに入っているものを、増えたからといってがつつりやるというのはどうなのでしょう。まだ今のところ聞いていないかもしれませんが、それというのはありで

すか。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 捕獲頭数の数につきましては、やはり下北半島のツキノワグマにつきましては、本州で北限に位置しております。また、その地域個体群については貴重な遺伝的資源として重要視されておりますので、個体群が絶滅しないような形での捕獲について取り組む必要があると考えております。

県につきましては、これらを基に数値を定める形で今後動いていくというふうに認識はしております。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） 分かりました。ツキノワグマの生態系、今部長がおっしゃったとおり、半島は逃げるところがなく、まず個体でそこにいます。貴重なものということに、紀伊半島と下北半島がなっているのです。何頭いるとかどうのこうのという細かいのは、今朝出ていましたか、1,500か何ぼ、新聞でちょっと見たのですけれども、やはりそれはある程度の絶滅しない程度に持っていくということで理解をいたしました。

2番目の周知方法なのですけれども、先ほどもおっしゃった携帯電話とか僕もいつもやって、使っているおばちゃん方は、大変便利だと喜んでいいます。点を押すと、この場所にいたとか。ただ、持っていない方、もしくは熊が出たか分からない方、こういう方の部分をカバーしなくてはいけないと思っているのですけれども。

これは、市長から答弁してもらったほうがいいのですけれども、防災という部分で、熊は防災に入らないのか。防災行政無線で流すものにエンタリーできないのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 現在防災行政無線は、津波に

特化した運用となっておりますので、「ふらっと」の中でも防災行政無線の在り方については議論しておりますので、庁内でも議論してまいりたいと思いますけれども、熊の出没情報については、特に人家周辺、通学路付近で目撃があった場合でございますけれども、広報車等での周知を強化しまして、今後も周知体制の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） いや、市長、僕が求めた答弁は、この「ふらっと」で言ってもらったものと言ってもらったほうが助かったのですけれども、要は一番リクエストが多いのは無線で流してくれと、これが一番多いです、率直に。なぜできないのだと。すみません、私大畑地区の市民全員とお話できるわけではないものですから、聞かれた人には答えます。この前「ふらっと」に来てくれた方々も一定の理解はしています。ああ、改正の関係でこうなのかなと。ただ、分からない人のほうが絶対数多いので、津波にしか特化していないという部分があるのも一つなのですけれども、この防災行政無線の回線は自治体1つというやつ、この前市長が、これをもう一度お話ししていただきたいのですけれども。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 電波法の関係のお話だと思いますけれども、旧市町村ごとに防災行政無線の電波を持っていましたけれども、今はむつ市、合併して20年たちましたので、防災行政無線の電波については1市1電波ということになっていますので、共通する電波を流すということでございます。

戻って防災行政無線についても、市の内部で検討しておりまして、正確にお伝えしますと、防災行政無線1本、その地区1本から、そこだけ鳴らすということもできるという仕様になっているようでございますので、今後につきましては、防災

行政無線の在り方について庁内で検討させていただいて、津波以外の活用について、どのようにするのが適正なのかを検討していきたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） やっぱり何回か質問するものですね。だんだんいい答えが出てきます。

やっぱり持っていない、リカバリーできるようなものの体制をつくっていくと、これが望ましいと思います。僕もかなり研究はしているのですけれども、なかなかいい答えが出ない。役所のほうとしても、防災行政無線の性質上なかなか出ないと。これもうちちょっと踏み込んで、今市長のほうからいい答弁いただきましたので、そういう形で、何らか少しできるようなものをつくっていただきたい。

特に津波だけではなくて、いろんな原子力とかある場所ですから、今後それにも対応できるもの、トータル的な防災という部分で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、いろいろ熊のものをやりますと、巷間この前も秋田県で騒ぎになっていますけれども、苦情の電話とか、そういうのがありそうな気がするのですけれども、当市においてはそういう電話というのはいかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 熊の捕獲や駆除に関する苦情等の有無につきましては、年に数回これまでいただいております。ただ、本年度につきましては、苦情について現状ありません。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） ないことは、これにこしたことはない。多分あれ、最初の「録音しています」というやつが効いているかもしれないです。あれが結構いいかもしれないです。来ないことにこしたことはないのですけれども、それだけ一生懸命

けれども、これをつけてくださいと言うと、つけられるものか、また対象の人はどこになるものかというのを、もし部長の中で知っていれば教えてください。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

熊用の電気柵につきましては、原材料費という形で材料の支給ということは行っております。それにつきましては、令和6年度から実施しております。現状農作物被害を受けたところへの材料費の支給という形を取っておりまして、予算も限られておりますので、申請を受けてすぐ設置という形にはなかなか至っていないのが現状という形になっております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○議長（富岡幸夫） 19番。

さっき熊牧場とかに送ってやれとかというのは、あくまでも仮定的な話であって、やってもいずれは面白いかなとは思っているのですけれども、その後もいろいろ熊だって利用があるわけですから、これは少し長いスパンで考えてみましょう。

一番の懸念するところは、ヒアリングのときにも聞いたのです、これから県と何か打合せをするらしいというお話は聞いたのですけれども、問題なのは昨日から施行された改正鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃を撃つてもいいということの部分なのですけれども、これについて、担当部長でもいいし、市長でもいいのですけれども、今現在でどのように考えていますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

銃の発砲につきましては、まずは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法によりまして、住居、集合地域などにおける銃猟は禁止となっておりますが、熊の住宅街への出没により、現実的、具体的に危険が生じ、特に急を要する場合は警察官職務執行法を根拠に人の生命、身体の安全を確保するための措置として、警察官がハンターに対し、銃を使用し、住宅街に現れた熊を駆除するように命じることができるとなっております。

ただし、この場合につきましては、周辺住民の避難、交通規制等の措置により、周囲の安全を確保する必要があり、銃の発射により周囲に被害を与える可能性がある場合は銃は使用できないこととなります。

また、先ほどお話がありました本年9月1日から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正によりまして、自治体判断においての緊急銃猟ができることとなりましたが、この場合も人の日常生活圏へ侵入した場合、人への危害を防止する措置が緊急に必要な場合、銃以外の方法では困難な場合、また銃によって人の生命、身体に危害が及ぶおそれがない場合、これらの4つの条件全てを満たし、市民の皆さんの安全が確保されている場所での実施など、慎重に対応していく必要があると考えております。

このため市では、9月19日に青森県警察本部が実施します住居集合地域における熊出没時対応訓練、こちらに職員を派遣しまして、緊急銃猟の手順などを踏まえて具体的な連携内容を詰めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） そうですね、やっぱり銃を使うということは。あまり僕は好ましくないと思

うのです。さっきも言ったとおり、この4つの条件、さっきありましたよね、周辺のあれだとか。その間に熊は逃げてしまいます。イノシシだって逃げてしまいますし。だったら、僕はこの前、うちの近所に出たときには、消防の方かな、がんがんうるさいぐらい鳴らしに来て、やっぱりあっちのほうが実際的に効果的ではないかなと、音とスピーカーでガーガー、ブーブーのほうを感じるの、部長が出るのか、担当課の方が出るのかわかりませんが、今月の19日でしたか、そこをもっと現実的な話をしていただきたい。

今日の新聞を見れば、10月中に取りまとめて11月から施行したいという県の、ちょっと斜め読みだったので、全部覚えていませんけれども、あまり効果的ではないと。9月、10月が一番多いとわざわざ言っているわけですから、もうちょっと迅速な対応をしていただきたいと思っております。

一番最後になりますが、ちょっとしたところで、コンポストを倒したとか、生ごみのところに来たとか、そういうのを聞くのですが、ごみ箱に、例えば各自、各町内、各ブロックで、ごみ箱、ごみステーションを設置しますよね。そういう被害というのはないのでしょうか、最後に1つお願いします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

ごみ及びごみステーションの損壊については、現時点ではまず確認はされておられません。生ごみを入れ、肥料に換えるコンポストにつきましては、ひっくり返されるなど、廃棄物や肥料、残渣が誘因物となったと考えられる目撃事案につきましては、本年度3件確認されております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） まず、人的被害がないという

ことだけでも大変いいことだと思いますし、またそうあっていただきたいし、本来は向き合うものではなくて、区分できちっと分けられればいいのですけれども、現実的にはそうもいかないのも現実ですし、これからも熊対策には一生懸命やっていただきたいですし、今月の19日でしたか、それが終わったらまたいろいろと教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時12分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（富岡幸夫） ここで、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。市長。

○市長（山本知也） 先ほど高橋議員の質問事項の2、事業の検証についての再質問の中で、中継基地局設置場所等の変更、調整に係る経費は「約263万6,000円の増」と答弁させていただきましたが、正しくは「約2,636万円の増」でありましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） これで市長の発言を終わります。

◎櫻田秀夫議員

○議長（富岡幸夫） 次は、櫻田秀夫議員の登壇を求めます。6番櫻田秀夫議員。

（6番 櫻田秀夫議員登壇）

○6番（櫻田秀夫） こんにちは。公明党、公明・自由会派の櫻田秀夫です。例年になく今年の夏は厳しい夏でございました。見た目以上に暑さに弱い私でございます。

まずは、2025年の気候変動の状況について、気象庁の発表によれば、2025年夏、6月から8月の全国平均気温は、平年値比でプラス2.36度と、1898年の統計開始以来、史上最高を記録しました。これは、2023年と2024年の記録を大幅に上回るもので、地球温暖化の進行が日本列島に深刻な影響を及ぼしている証左でございます。

特に最高気温の面では、8月5日に群馬県伊勢崎市で41.8度を観測し、国内観測史上最高を更新しました。また、同日には全国で複数の地点が41度を記録し、7月には兵庫県丹波市で41.2度、静岡市で41.4度など、歴代ランキングを塗り替える異常高温が相次ぎました。これらの現象は、太平洋高気圧の異常強化とインド洋フィリピン周辺の対流活動が要因と指摘されており、気候変動による海洋温暖化がこれを助長していると考えられます。こうした最高気温の記録更新は、単なる気象現象にとどまらず、社会全体に多大な影響を及ぼしています。

また、2025年夏の猛暑により、熱中症による緊急搬送者は5万3,000人を超え、120人以上が死亡したとの報告があります。特に高齢者や屋外作業者が深刻で、本市においても同様のリスクが高まっているのではないのでしょうか。

また、農業分野では、米作りへの影響が懸念されており、高温障害による収量減少が予想されます。

気象庁の最新データによれば、青森県では過去100年で約2度の気温上昇が確認されており、今後は真夏日や熱帯夜の増加、積雪量の減少が予測されています。この変化は、農作物の生育環境、

漁業資源の分布、さらには高齢者を中心とした市民の健康リスクにも直結します。

これらの問題に対し、政府レベルでは気温上昇を2度以内に抑えるための脱炭素化政策が推進されていますが、各地方自治体としての対応が鍵となります。

それでは、むつ市議会第265回定例会に当たり、通告に従い一般質問いたします。

まず初めに、鳥獣対策についてであります、佐賀議員と重複する部分もありますので、ご了承ください。

1点目は、被害の現状と課題についてでございます。令和5年2月作成の下北半島鳥獣被害防止計画では、ニホンザルによる令和3年度の被害額131万円を令和7年度までに91万円に削減する目標が掲げられております。現在までのニホンザル被害の現状と課題をお伺いいたします。

下北半島全体の鳥獣被害として、カラスやハクビシンなどの小型鳥獣も対象となっていますが、岩手県盛岡市猪去地区でのツキノワグマ対策のように、地域住民ぐるみの普及啓発活動を強化する観点から、国や県の交付金及び補助金の活用について、また下北広域とむつ市単独ではどのように活用されているのかお知らせください。

次に、今後の対策の計画についてお伺いいたします。今後の対策として、秋田県鹿角市のゾーニング管理による集落ぐるみのツキノワグマ被害防止対策を参考に、むつ市としては下北広域で広域連携する中で、国の支援事業を活用した追加投資について、市の考えをお伺いいたします。

次に、生息環境管理として追い払い活動ややぶ刈り、放置野菜除去が挙げられていますが、今後の計画で市職員で構成される実施隊ではなく、外部委託による専門の人材育成の拡充について、市の考えをお聞かせください。

次に、2項目め、福祉行政についてお伺いいた

します。1994年に国際アルツハイマー病協会（AD I）と世界保健機関（WHO）が共同で、毎年9月21日を世界アルツハイマーの日と定め、9月を世界アルツハイマー月間としました。この日を中心に、認知症に関する啓発活動が行われております。

日本では、2024年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法により、9月が認知症月間と定められ、国民の間で認知症に対する関心と理解を深めるための行事が全国各地で行われております。

令和元年6月に政府が取りまとめた認知症施策推進大綱では、認知症当事者の視点を重視し、本人の意思を尊重しながら、希望を持って日常生活を送れる共生社会の実現が掲げられております。

一方、令和6年、警視庁の統計によると、全国の認知症による行方不明者は1万8,121人で、前年比918人減少しつつも高水準が続いております。死亡確認された491人のうち、77.8%が行方不明場所から5キロ圏内で発見されており、早期発見の重要性が明らかであります。

むつ市では、2025年度に高齢者人口がピークを迎え、認知症高齢者が2,800人を超えると推計されております。これは、65歳以上の約6.7人に1人が認知症となる計算で、地域包括ケアシステムの強化が重要です。

そこで、当市における認知症高齢者の支援体制についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

まず、鳥獣対策についてのご質問の1点目、被害の現状と課題につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の２点目、今後の対策の計画についてお答えいたします。まず、下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡会議における国の交付金を活用した追加投資についての具体的な方針につきましては、熊侵入防止用電気柵設置の追加支援や、GPS首輪を活用したニホンザルの生息域調査及び捕獲、追い上げ活動の費用を国に強く要望してまいりたいと存じます。

次に、生息環境管理としての専門業者への委託等専門的人材の拡充についての考えについてであります。野猿監視人の高齢化や専門的な技術を有する人材が必要な中、まずはデジタル技術の導入を前向きに検討しつつ、若手従事者の技術的教育の推進にも努めながら、地域全体で被害対策ができる住民参加型の被害防止体制構築を進め、自助、共助、公助の３本柱の確立強化に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉行政についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 鳥獣対策についてのご質問の１点目、被害の現状と課題についてお答えいたします。

昨年度のニホンザルによる農作物被害は、市全体では45件、41万7,036円となり、地区別ではむつ地区では25件、15万8,530円、川内地区では3件、4万8,159円、大畑地区では9件、17万1,848円、脇野沢地区では8件、3万8,499円となっており、令和５年度と比較しますと、市全体では被害件数は30件、被害額では29万4,550円減少しております。

現状の課題といたしましては、農作物被害が発生し続けていること、またサルの生息域と人間の生活圏が近いことや、活動域が広がったことが考えられます。

次に、下北半島鳥獣被害対策市町村等連絡会議

における市及び当市の現在の国や県の補助金、交付金の活用の状況につきましては、連絡会議では農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業交付金を活用し、サル捕獲用の箱わなや無線発信機の導入、動物駆逐用煙火消費保安教育講習会の開催、熊用電気柵設置の支援を行っております。

当市におきましては、文化庁の天然記念物食害対策事業費補助金を活用したサル用電気柵の設置や、青森県クマ類捕獲等対策事業費補助金を活用した放任果樹の撤去、有害鳥獣捕獲体制強化事業費補助金を活用した有害鳥獣捕獲におけるセンサー式カメラの導入を予定しております。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 櫻田議員の福祉行政についてのご質問、当市における認知症高齢者の支援体制についてお答えいたします。

市では、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、様々な認知症の支援策に取り組んでおります。

まず、相談体制につきましては、市内３か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、関係機関と連携しながら、認知症の方や、そのご家族の相談に応じ、必要な支援につなげております。

また、認知症に対する理解促進のため、認知症サポーター養成講座を継続的に開催し、地域全体で見守り、支える体制づくりを進めております。

さらに、そのサポーターを中心としたチームが認知症の方やそのご家族に対する見守りや話し相手などの支援を行うチームオレンジの立ち上げを支援しており、本年５月に市内で初めてのチームオレンジが誕生したところであります。

そのほか徘徊等の認知症状がある高齢者の方々の情報を事前に登録していただき、行方不明となった際の早期発見及び保護につなげるため、認知症ＳＯＳネットワーク事業にも取り組んでおりま

す。

今後も認知症の方やそのご家族が安心して生活できるよう、相談支援体制や地域での見守り体制の充実に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） まず、再質問する前に、様々な鳥獣、熊もそうですし、サルもそうなのですが、市内の各庁舎の担当課の皆さん、そして現場の緊迫した空気の中で鳥獣に携わっていただいている方々に本当に感謝申し上げます。

鳥獣被害の実情は、熊、サル、アナグマ、イノシシなど、市内全体を通して深刻な状況であります。熊については、関係団体を含め、対策会議が今年度2回行われました。また、今年度開催した「ふらっと」での市民の声を受け、市長の被害防止に向けた思いをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 「ふらっと」をはじめ、クマ被害対策会議の中では、猟友会の皆さんをはじめ山岳会の皆さん、県、様々な分野の皆さんと熊被害対策について議論を重ねておりますけれども、猟友会のマンパワーも限りがあると。そして、今日午前中、佐賀議員からのご指摘もありまして、わなは足りているけれども、毎日朝見に行くその手間、苦労がすごく大変だという話もありまして、またその際にご意見として出ているのが、大体毎回同じところに出ると。それは、熊は鼻がいいものですから、ペットの餌ですとか、臭いがする、放任果樹も含めて、放置されているところに出て、毎回同じところにわなを設置していかなければいけないと。原因の抜本的な解決を、そこの臭いが出るものを除去していただく、そういった市民の皆様方の取組も必要だと認識しておりますので、もちろん市としても、また猟友会と連携しながら、熊を含め鳥獣の対策をしていきますけれども、そ

ういったペットの餌を外に置いておくとか、そういうことではなくて、そういったものは家の中にしまっただく。もし木を育てられて、果樹、おじいちゃん、おばあちゃんが植えられて、今必要のない家庭があるのであれば、除去の費用も補助していますので、そういったものを除去していただく。

これは、先ほど壇上でも申し上げましたけれども、自助、共助、公助というのは、公的にやらなければいけないところは市のほうで担わせていただきますけれども、やはり個人でできることはやっていただくことが、これからも熊をはじめ鳥獣被害の抑制につながっていくと認識しておりますので、市民の皆さんとともに一緒にやっていきたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） 市長、ありがとうございます。そうですね、北海道の人的被害を受けた熊の状況を見ると、やはり観光客が餌づけをしているケースがありました。むつ市においても、餌づけということはないと思うのですけれども、知らず知らず無意識に餌づけにつながっている、そういう機会を与えてしまっているという状況もありますので、そういったことをまずしないように要望していくということが大事だと思います。

それでは、再質問させていただきます。これから人も熊も食欲の秋に入ります。そういった観点からも、特にツキノワグマの出没警報が発令され、警戒がさらに増す中、先進事例のゾーニング管理をむつ市に適用する予定はあるのか。また、あるとすれば、地域住民とのワークショップ開催の予定があるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

現時点では計画しておりませんが、県が今年中に策定を目指しております第二種特定鳥獣管理計

画にてゾーニング管理の指針が示される予定となっております。策定された後に、計画に沿って検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） 県の計画に沿って検討していくということですね。ありがとうございます。

次に、箱わな確認作業の軽減を目的に、令和 8 年度以降の、先ほどありました I C T 活用車、センサーカメラの追加導入について、予算措置の検討はあるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

センサー式カメラの導入につきましては、本定例会に購入予算を上程しております。議決いただいた後に購入し、令和 8 年度以降の導入につきましては、実際に活用してから検討してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） では次に、午前の佐賀議員の質問にもありましたけれども、昨日 9 月 1 日に法改正が行われまして、改正鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が施行になりました。市街地や住宅集合地域での緊急銃猟が実施要件として場所、緊急性、方法、安全性の 4 つの条件を満たす必要があり、特例的に可能となりますが、むつ市でのツキノワグマ出没に関する住宅街での発砲許可について、市の見解をお伺いいたします。

また、環境省の緊急銃猟ガイドラインを参考に、警察との連携強化を進める考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

先ほどの佐賀議員の一般質問でも答弁いたしましたが、緊急銃猟につきましては、市民の皆様の安全が確保されている場所など、慎重な対応が求

められます。このことから、9 月 19 日に青森県警察本部が開催します合同訓練にて、緊急銃猟ガイドラインに基づいた県及び県警察本部の方針が示される予定でありますので、当市といたしましても、その合同訓練に参加した後で具体的な連携内容を詰めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。これは、非常に重要なものになっておりまして、これは市長の見解もちょっと伺いたいと思うのですが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど担当部長から答弁させていただいたとおり、まずは 9 月 19 日の県との、県警察本部との合同訓練に参加をさせていただくということが 1 つでありますけれども、櫻田議員からご指摘のありました環境省の緊急銃猟ガイドラインに向けて、各自治体に対しまして対応マニュアルの作成、無線などの備品配備、また物損に備えた損害保険への加入などを推奨しておりますけれども、これらの準備は今後の課題として捉えておりますけれども、まずは対応職員の熊、猟銃に対する専門知識の習得、準備に係る財源確保を優先させていただいて、体制整備に向けてマニュアルの作成など、入念な準備をこれから進めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

次に、最後の質問なのですが、改正法後のパトロール強化や住民説明会の開催について、むつ市の見解と具体的な実施計画をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 繰り返しになりますけれども、9 月 19 日の合同訓練を経て、対応マニュアル、ま

だ県内の市町村、どこも作成しておりません。むつ市もできる限り早く対応マニュアルを作成いたしましたし、また必要な備品、無線が必要であれば無線が必要だと思いますし、物損に備えた損害保険の加入も含めて、今後検討してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

最後に、被害防止に向けて住民参加型の対策を拡大し、地域の安全な生活環境整備を強く訴えるとともに、鳥獣被害の深刻化を踏まえ、総合的な防止策の推進と予算確保を強く要望いたしましたし、鳥獣対策についての質問を終わります。

次に、福祉行政について再質問させていただきます。まず初めに、見守りネットワーク運用の中での課題と解決に向けた取組について再質問させていただきます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

市が実施しております認知症 S O S ネットワークというものですけれども、これは認知症の症状があって、行方不明となる可能性がある高齢者の方の情報をあらかじめ市に登録していただいて、地域の見守り協力事業者や関係機関と連携して、行方不明時には早期発見につなげるという事業でございます。

登録された方には、携帯カード、反射材シールといった見守りグッズを配布いたしますし、また希望者へ電子タグの M e — M A M O R I O というものを無償貸与しております。また、万一の事故に備えて認知症安心保険へ無料で加入していただいております。

この事業については、私ども特に課題というのは認識しておりませんが、対象となる方のまず登録、それから協力していただける見守り事業者、これがなければ機能しない事業でございます。

すので、必要な方に支援が届きますよう、この事業のさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） 様々見守りグッズの配布とか、また認知症安心保険への無料加入を勧めていらっしゃるということでした。

最後に、弘前市の事例を取り上げ、質問させていただきます。認知症による行方不明者の迅速な保護を目的として、高齢者の爪に、手と、それから足の親指の爪に Q R コードを印字したシールを配布する取組を去年の 9 月から開始しております。これ「爪 Q シール」と名づけられているのですけれども、これを爪に貼ることで、発見時にスマートフォンで読み取ると、3 桁の登録番号とそこの市役所の電話番号が表示されるそうです。これまで弘前市では、キーホルダーとか衣類に貼るシールなどを配布していたそうですけれども、外出時にそれらを携帯しないケースというのも多くて、迅速な身元確認が難しいという課題があったそうです。

しかし爪に貼る「爪 Q シール」は、爪に直接貼ることで常に身につけられておりまして、さらに手洗いや入浴でも剥がれないように加工しております。貼ってから約 2 週間から 3 週間耐久するということでした。

このような他市の取組を参考に、むつ市でも、より先進的な取組を進めていただきたいと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 弘前市の高齢者の爪に Q R コードを印字したシールを貼るというこの対策は、承知してございます。それでも、まず私どもといたしましては、先ほど 1 点目の再質問にご答弁申し上げましたけれども、現在行っている認知症 S O S ネットワーク事業というものがあり

ますけれども、これを柱に、他自治体における様々な先進事例も参考としながら、より安全安心で充実した見守り体制について調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6 番。

○6 番（櫻田秀夫） ありがとうございます。そういうシールがなくても、チップみたいなもので今対応しているということでした。

これは、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画ですか、最新のアンケートを見させていただきまして、そのアンケート調査で認知症に関する、これは不明とかではなくて、認知症に関する窓口を知っている割合はということで、地区によってばらつきがあったのですけれども、最も低い地区で19.2%、最も高い地区で35.1%、これはむつ市内でありました。中には、本人の状況から支援が必要であるという状況の方であっても、第三者の関わりを嫌がったりとかという、自分はまだ大丈夫だとか、そういうふうを受け止めて、支援を求めない現状の方もいらっしゃるかと思います。

このアンケート調査の結果もありますけれども、やはりせっかくいい事業を今やっているのであれば、もっともっと、それを求めたいという方に対して、なかなか声を上げられない方もいらっしゃると思うのですけれども、知らないという方を極力少なくするというか、最小限に減らすためにも、やっぱりこの事業をしっかりと周知して取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、櫻田秀夫議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎住吉年広議員

○議長（富岡幸夫） 次は、住吉年広議員の登壇を求めます。7番住吉年広議員。

（7番 住吉年広議員登壇）

○7番（住吉年広） 7番、公明党、公明・自由会派の住吉年広でございます。通告に従い、順次質問させていただきます。

質問の1項目め、ごみ削減の取組について。近年地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減は待ったなしの課題となっております。国においては、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、政策の実効性や予見性を高めながら、着実に脱炭素社会への移行を進めることを表明しています。

こうした流れを受け、地方自治体においてもCO₂排出削減に向けた具体的取組がより一層求められております。本市においても、市民生活に身近なごみ処理は、環境負荷に直結する重要な分野です。特にごみ焼却に伴って排出される二酸化炭素（CO₂）は、家庭や事業者から、ごみの量や質に大きく左右されるため、市民一人一人の協力と行政の取組が必要不可欠です。

こうした状況を踏まえ、以下の点について伺います。

1、令和元年以降の1人1日当たりのごみの排出量推移について。

2、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、ごみ減量化・資源化が進んでいるか。

質問2項目め、園児の命を守る津波避難体制の強化について。本年7月30日に発生したカムチャ

ツカ半島付近を震源とする地震では、日本の太平洋沿岸に津波注意報が発表され、その後注意報が警報に変わり、陸奥湾沿岸へも津波注意報が発令されました。本市も沿岸地域が対象でありましたが、国内では揺れを感じる事がなかったため、市民全体の危機感が低く、避難が限定的でありました。特に夏場は、幼稚園・保育園児が戸外活動や水遊び、園外保育に出る機会が多く、津波注意報発表時において迅速な避難判断と行動が求められます。さらに、送迎中の保護者への対応や園児の安全確保との両立といった課題も浮き彫りとなりました。

また、今回の避難対応においては、実際に避難した施設から休園措置の在り方や保護者との連携、防災用品の見直し、避難経路の安全確認など、様々な課題が浮き彫りとなりました。特に想定区域内であっても津波避難の解釈に差があり、その判断の違いが園児の命に直結する可能性もあります。

こうした教訓を踏まえ、保育園児を含む未就学児の津波避難体制について、市全体で再点検を行い、関係部署が連携し、全庁的に改善を図る必要があると考えます。

そこで、以下の点について伺います。

1、保育園を含む未就学児の津波避難計画の現状と、実効性向上に向けた改善について。

2、園児避難の迅速化と安全確保するための取組について。

3、保護者への情報伝達と引渡し体制について。

質問3項目め、将来に向けた子宮頸がん予防の取組について。HPVワクチン接種の接種率と昨年度の周知方法について伺います。令和6年度は、高校1年生及びキャッチアップ世代の合計12学年の方が公費で接種できる最後の年でした。自治体だけではなく、国、医師、マスコミなど、多方面からの接種の呼びかけがあったおかげで、期間間

近となった夏頃には、駆け込み接種の方も増えていたと報道されていました。

一方で、HPVワクチンの需要が急増したため、出荷制限を実施することになり、予約が取りにくく、接種を諦める方も出てくる事態となりました。そのため、令和6年度終了予定であったキャッチアップ制度は、キャッチアップ接種期間中に一度でも接種した場合に限り、残りの接種を最大1年間公費で受けられる経過措置が設けられました。

しかし、そのような駆け込み接種があったにもかかわらず、報道されている最新の国の国内接種データによると、12月末時点で57.8%となっており、いまだ十分な接種率であるとは言えない状況です。

また、接種率は地域や世代間で大きな格差があることも分かっており、キャッチアップ世代の中でも緊急促進事業が行われた世代である25歳から27歳は86.6%と高い水準ですが、昨年度の定期接種最後の世代であった16歳は52.3%、今年度定期接種の世代に当たる12歳から15歳は21.1%にとどまっています。

そこで、本市の接種率と昨年度の周知方法について伺います。

1、キャッチアップ世代である今年度18歳から28歳、昨年度定期接種最終年度であった高校2年生、今年度定期接種最終年度である高校1年生の接種率は、それぞれ何%か。

2、昨年度、接種期限を迎える方にどのような方法で周知されたのか。

質問の4項目め、子育て支援環境整備について。こども・子育て青森モデルの基本理念である「こどもへの投資が未来を拓く」という宮下知事のメッセージに共感いたします。その理念を具現化した青森県こども計画と連動させ、本市も実効性のある取組を進めていく必要があります。

ここで、搾乳環境整備が必要となる背景を申し

上げます。例えば赤ちゃんが低出生体重児で入院している場合は、母親は搾乳した母乳を届ける必要があります。その際、母乳は2時間から3時間ごとの搾乳が必要で、怠ると分泌低下や乳腺炎など、健康リスクが高まります。しかし、外出先や仕事中に安心して搾乳できる場所が十分に整備されていない現状があります。

さらに、授乳室は赤ちゃん連れ専用と表記されていることもあり、赤ちゃんを伴わない母親が利用しにくい状況も生じています。安心して搾乳できる環境整備は、母親の外出や職場復帰に大きく後押しするものであり、子育て世代に寄り添う重要な取組です。

全国自治体では、授乳室では「搾乳もできます」と明示するマークを掲示し、誰もが気兼ねなく利用できる工夫の事例が増えています。

また、厚生労働省では、子ども・子育て支援事業計画や母子保健関連施策の中で、子育て世代に優しい環境づくりを推進しており、国土交通省も搾乳マークについて、バリアフリーのガイドラインに明記し、全国的な環境整備を後押ししています。

こうした国の流れや他自治体の事例を踏まえ、本市の公共施設においても授乳室に搾乳マークを導入し、母親が安心して利用できる環境を整備すべきと考えますが、市の見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、ごみ削減の取組についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、園児の命を守る津波避難体制の強化についてのご質問の1点目、保育園・幼稚園児の津波

避難計画の現状と、その実効性向上に向けた改善についてお答えいたします。本年7月30日に発生しましたカムチャツカ半島付近の地震により、太平洋沿岸部に津波注意報が発表され、その後注意報が警報に切替えとなり、陸奥湾沿岸部へも津波注意報が発表されたことから、太平洋沿岸部及び陸奥湾沿岸部に避難指示を発令いたしました。

市では、太平洋沿岸部に津波警報が発表された時点で、市内の保育施設へ津波警報及び津波注意報の周知と現在の状況を電話で確認する一方、各施設におきましては、各施設で作成された避難計画に基づき、総合的な判断の下避難行動が行われたものと認識しております。

今回の対応につきましては、市でも多くの課題があったことを認識しており、各施設におきましても改善点等があったと伺っております。

今後におきましては、保育施設等で作成している避難計画がより実効性のある計画となるよう、関係機関等のご意見も参考に、市と保育施設とで協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目及び3点目並びに将来に向けた子宮頸がん予防の取組について及び子育て支援環境整備についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） ごみ削減の取組についてのご質問の1点目、令和元年以降の1人1日当たりのごみ排出量の推移についてお答えいたします。

令和元年度の排出量は1,088グラム、令和2年度は1,076グラム、令和3年度は1,091グラム、令和4年度は1,089グラム、令和5年度は1,048グラム、令和6年度は1,020グラムとなっており、ごみ排出量は減少傾向となっております。

次に、ご質問の2点目、3R（リデュース・リ

ユース・リサイクル)の推進により、ごみの減量化・資源化がどの程度進んでいるかについてであります。まずリデュースの取組といたしましては、家庭の生ごみ減量対策として、食材は使い切る、料理は食べ切る、生ごみは水気を切るの3つの切るや、食品ロス削減を図る3010運動のほか、飲料缶、ペットボトルなどの資源化を推進する取組等について、広報むつ、市公式LINE等のSNSやイベント等で周知、啓発活動を行っております。

また、生ごみ堆肥化のための段ボールコンポストに使用しますピートモス及び薫炭を希望する方に提供し、生ごみの減量に活用していただいております。

次に、リユースの取組といたしましては、衣類等の回収を行っております。回収事業者の都合により、令和6年9月から回収を休止しておりますが、令和6年度は8.79トン回収しております。市民の皆様からは再開の要望をいただいておりますことから、現在回収事業者と再開に向けて調整をしているところでございます。

次に、リサイクルの取組といたしましては、食用油の廃油回収を行っており、令和6年度は720リットルグラムを回収し、回収された廃油はインク材料や家畜の飼料、石けん等に加工されております。その他小型家電を1.18トン、不要になったインクカートリッジを23.6キログラム回収しております。また、町内会で行う資源ごみ集団回収では、令和6年度で894トン回収しております。

このように、リサイクルの受皿を市民の皆様が利用しやすいように多面的に整備、継続をしており、その結果ごみの排出量は減少傾向にあり、むつ市総合経営計画後期基本計画の令和8年度までの目標値であります1,000グラム以下を達成できる見込みとなっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(富岡幸夫) こどもみらい部長。

○こどもみらい部長(菅原典子) 園児の命を守る津波避難体制の強化についてのご質問の2点目、園児避難の迅速化と安全確保するための取組についてお答えいたします。

市では、保育施設等の避難場所及び避難状況、備蓄品等の把握に努め、園児の命と安全を守るため、災害対策本部や関係課と連携を密にし、対応を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、保護者への情報伝達と引渡し体制の強化についてお答えいたします。緊急時の市から保育施設への連絡方法といたしましては、現状は電話での連絡を主な手段としておりましたが、今後は電話、LINEWORKS、メール等、複数の手段により、速やかな情報発信を行いたいと考えております。

また、施設から保護者に対しては、連絡ツールとしてスマートフォンでのアプリやメール等による連絡体制が構築されていると伺っております。

保護者への引渡しにつきましては、各施設において定められているルールにより適切に行われているものと認識しておりますが、今後はより安全に引渡しが行われるよう、保育施設と連携して取り組んでまいります。

次に、子育て支援環境整備についてのご質問、子育て世代が安心して利用できる公共施設環境の改善についてお答えいたします。出産後の母親の様々な事情により、外出先で搾乳が必要となる方がおられる一方で、お子様と一緒にないと授乳室が利用しにくいと感じられる方もおり、母親が一人でも安心して授乳室を利用できる環境を整えることは必要であると認識しております。

市では、本年7月に青森県の通知を受けて、市が所管しており、授乳室を設置している施設に搾乳マークを表示いたしました。今後におきまして

も、必要な方々が安心して授乳室を利用できるよう、地域全体で搾乳に対する理解を深めるとともに、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 将来に向けた子宮頸がん予防の取組についてのご質問、HPVワクチン接種の昨年度の接種率と周知方法についてお答えいたします。

まず、キャッチアップ世代の接種率であります。キャッチアップ接種につきましては、平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方が接種対象となっております。1回目の接種を終えた方の接種率は58.3%となります。

定期接種につきましては、小学校6年生から高校1年生相当の方が接種対象となっております。昨年度定期接種が最終年度であった今年度高校2年生相当の方の接種率は67.8%となっております。また、今年度定期接種が最終年度である高校1年生相当の方の接種率は、昨年度末時点で50.0%となっております。

次に、接種期限を迎える方への周知方法につきましては、昨年度は未接種の方へ個別に3回通知し、接種の勧奨をしたほか、3回目の個別通知及び広報むつ2月号におきましては、キャッチアップ接種について、令和7年3月31日までに少なくとも1回接種した方に限り、接種期間が令和8年3月31日まで延長される旨を掲載し、お知らせしたところであります。

さらに、各庁舎へ啓発物品を設置するとともに、市主催のイベントにおいてリーフレット等を配布し、市民の皆様へ啓発活動を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 答弁ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。若干項目のほうは入れ替えさせていただきます。

まず初めに、ごみ削減の取組についての再質問をさせていただきます。令和元年以降の1人1日当たりのごみの排出量ですが、先ほども答弁あったように、令和元年が1,088グラム、そして直近の令和6年が1,020グラムということで、この排出量が削減の方向に進んでいるということで、大変喜ばしいことでありますし、またしっかりと市の取組の効果が出ているという部分で認識しております。

また、先ほど計画の目標1,000グラムという部分では、ほぼその達成に近づいているということで、本当にこれも取組内容について、すごく頑張っているなという部分で受け止めさせていただきました。

次に、先ほど3Rということでご説明いただきましたけれども、次に3Rの取組についての再質問をいたします。ごみの資源化について先ほど確認したのですけれども、リサイクル率について、本市の取組が青森県、また全国平均と比較してどのような状況にあるのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 令和元年度以降のむつ市のリサイクル率についてお答えいたします。

まず、令和元年度は23.3%、令和2年度は23.8%、令和3年度は23.8%、令和4年度は29.9%、令和5年度は20.4%で推移をしております。令和6年度は現時点で集計中でございます。

全国、青森県との比較については、データを確認できる直近の令和5年度と比較しますと、全国平均が19.5%、青森県が12.6%に対しまして、むつ市は20.4%となっておりますので、当市のリサイクル率は高い結果となっております。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 部長、答弁ありがとうございます。

ます。リサイクル率についても、県また国に比較してもリサイクルが進んでいるということで受け止めさせていただきました。

最初は、CO₂の削減という部分で、今回質問しようと考えていたのですけれども、やっぱりこのCO₂排出という部分は、数字で捉えることが非常になかなか難しいという部分で、ちょっと内容を今回変更させていただきました。

青森県における温室効果ガスの排出状況についてですけれども、令和3年の実績CO₂の排出部門構成比を見ますと、家庭ごみの焼却による排出割合が低く、電気やガスなどの社会全体の産業、企業活動の利用が主な要因となっています。しかし、温暖化の進行によって、先ほど申しましたように、この削減、容易でないのです。例えばこの夏のように気候変動で気温が上がっていると。では、そこでエアコン使うなというわけにはいかないですから、しっかりした上で体調管理していただくということになります。そういった意味では、日常生活の中で市民が参加できる足元からの取組が私は重要だと考えます。

その具体的な施策の一つとして、グリーンナノPEごみ袋やカーボンオフセットつきごみ袋を導入することで、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量報告制度の活用も可能ではないかと考えます。本市としても、この導入を検討するべきと考えますが、市のご所見をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） グリーンナノごみ袋やカーボンオフセットつきごみ袋の導入を検討するべきとのことでございますが、家庭ごみ排出時におけるカーボンオフセットの取組としまして、二酸化炭素削減に効果のあるごみ袋の導入は大変有効な取組の一つと認識をしております。植物由来の原料を使用するバイオマスごみ袋や、焼却時

に二酸化炭素を大幅に削減することができるグリーンナノ袋等、様々なごみ袋が開発されております。これらのごみ袋は、現在の市指定ごみ袋より高額となりますことから、普及による価格の低下推移等を調査しまして、導入の可否について研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。ごみ処理は、本当に市民一人一人の生活に密着した課題であると同時に、将来のまちづくりに直結するテーマです。先ほど部長から答弁あったように、グリーンナノとか、例えばカーボンオフセット、ここの部分の一番の課題というのは、やっぱり金額なのです。なので、この金額を、要は交渉して単価を現状に近づけられれば、私はこれを導入できるのかなというふうに思っているのですけれども、しっかりその辺はまず調査研究していただきたいなと思っております。

そこで、本市がそういう新しい取組にチャレンジすることで、市民にとって分かりやすく、また参加しやすい形で市と市民が一体となって温暖化対策を具体的に進めることができると私は考えています。引き続き継続的な調査と取組を進めていただくよう要望させていただきます。では、この項目の質問を終わります。

次に、将来に向けた子宮頸がんの予防の取組について再質問させていただきます。先ほど部長のほうから、個別通知や広報むつへの掲載、市イベントでの周知など、多角的に取り組まれていることで市民の認知が着実に広がっているものと評価いたします。実際に啓発活動を積み重ねることで、接種への理解が深まり、接種率の向上につながる大切な取組であると感じております。

接種率については、高校1年生の接種率は50%、高校2年生は67.8%、キャッチアップ対象者は

58.3%と、積極的勧奨差し控えの頃と比較すると、大きく回復傾向にあると思います。

昨年度、高校2年生に対して3回の個別通知を行ったことが接種率向上につながっているとヒアリングで確認もできました。一方で、通知を行わなかった新高校1年生との間で接種率に差が生じており、個別通知が大きな効果を発揮したことが分かります。

令和7年度は、対象者が小学校6年生から高校1年生までと一部の延長対象者に限られ、昨年度のようなメディアや学校を通じた大規模な呼びかけは期待できません。そのため十分な周知がされないまま定期接種の期限を迎え、接種率が伸び悩む可能性が懸念されます。

また、公費接種期限を過ぎれば、この9価ワクチン、3回の接種で約10万円の費用がかかるため、保護者や本人に対して期限内に接種をとしっかり伝えることが非常に重要になります。

そこで、伺いさせていただきます。本市においては、今年度、新高校1年生や延長措置対象者に対して、既に個別通知を送付しているのか。その実施内容、実施状況について伺います。

あわせて、令和7年度、新高校1年生及びキャッチアップ対象者への周知方法と、個別通知した場合に係る通知費用をお示しください。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監健康福祉部次長（高橋嘉美）

お答えいたします。

周知方法につきましてということですが、まず今年度の高校1年生相当の方に対しては、未接種の方に対して、接種期限が令和8年3月31日であることを8月中旬に個別通知をしております。また、今年度はキャッチアップの接種が最終年度となりますので、来年1月には今年度に接種が最終となる高校1年生相当の方で接種を完了していない方に加えて、キャッチアップ

の対象者で接種を完了していない方につきましても、個別にお知らせをする予定としております。

周知に係る費用ということですが、今8月送付した分につきましては、用紙代が200円、郵便料が7,820円で、合計が8,020円となっております。また、来年1月の送付予定分につきましては、現時点で接種を完了していない方でも、今後接種済みとなることが考えられるので、送付対象者の人数が見通せない現状にありますので、費用につきましては、現在算定いたしかねますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 答弁ありがとうございます。

周知方法については、接種を完了していない方にまで個別で対応いただいていることは、市民にとって本当に大きな安心につながると思います。最後まで寄り添い、行動していただいている行政の粘り強い取組に感謝申し上げます。

また、新高校1年生の個別通知表は約8,000円、キャッチアップ対象者については、対象者の人数が見通せないことから費用は算定できないとありましたが、おおむね数万円程度ではないかというふうに思います。

子宮頸がんは、ワクチン接種と検診によって予防できるがんです。将来むつ市民が予防可能ながんで苦しむことのないよう、継続的な取組が求められます。特に接種率向上は、本市の女の子の未来を守るために欠かせず、個別通知は十分な価値がある投資であると考えます。定期接種の最終学年である高校1年生に対しては、今年度に限らず次年度以降も毎年個別通知による周知を継続し、子宮頸がん撲滅に向けて接種率向上に努めていただきますようお願い申し上げ、この質問項目を終わります。

次に、子育て支援環境整備についての再質問をさせていただきます。先ほど答弁いただきました

ように、現在市内公共施設において、授乳室を設置されている施設をまずお伺いしたい。あわせて、先ほど県から通知を受けたということで、現時点で公共施設の何か所にこの搾乳マークを掲示しているのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

公共施設で授乳室を設置しているところ、また搾乳マークが表示されているところということでございますが、現在授乳室を設置している市内の公共施設は、キッズパーク、下北文化会館、むつマエダアリーナの3か所で、その全てに搾乳マークを表示しております。

○議長（富岡幸夫） 7 番。

○7 番（住吉年広） 早速市の通知を受けて、市内の公共施設の授乳室における搾乳表記対応については感謝申し上げます。

ヒアリングの際にも確認しましたが、県の通知を受け、施設側がピクトグラムや文字表記を選択できるようにし、施設の意向に沿った取組を進めていることも評価したいと思います。

そこで、再質問いたします。公共施設に限らず、商業施設や民間施設にもこの搾乳ピクトグラムの掲示を推進すべきと考えます。厚生労働省の母乳育児ガイドラインや国土交通省のバリアフリー推進ガイドラインに沿い、市としても商業施設、民間施設や、また駅への啓発も含め、子育て世代が利用しやすい環境整備を進めていただきたいと思います。市のご見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

市内の商業施設や民間施設で既に授乳室を設置している施設に対しては、表示について働きかけてまいります。また、理解促進を図るため、市の

ホームページ、広報むつ等で搾乳の必要性などについて周知してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7 番。

○7 番（住吉年広） それでは、周知について再質問いたします。

公共施設における搾乳マークの掲示は、利用者にとって安心につながる取組です。本市の広報やホームページに加え、子育て支援がしやすいアプリでの情報発信も有効と考えます。例えば授乳室の場所や搾乳できる施設の検索ができる機能を整備することで利便性が向上します。先進事例である横浜市の取組も参考にしつつ、本市でも子育て世帯がより利用しやすい環境整備を図っていただきたいと考えますが、市のご見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

利用しやすくするための周知ということでございますが、搾乳マークが表示されている市内公共施設の授乳室を位置情報と併せて市のホームページ、むつ市子育てガイドブック、子育て支援アプリ「母子モ」などで周知してまいります。

○議長（富岡幸夫） 7 番。

○7 番（住吉年広） ありがとうございます。しっかり周知していただくということでございます。

最後に、これは質問ではないのですけれども、冒頭の答弁で、ピクトグラムと文字の表記のいずれかを施設が選択しているということで先ほど私述べさせていただきましたけれども、しかしその場合には表記が統一されず、利用者にとって分かりづらいという点が懸念されます。この点について、ヒアリングを通じて私なりに感じた点を要望させていただきます。

1、表記は神奈川県で導入されている搾乳ピクトグラムを参考にすること。

2、漢字表記は振り仮名を加えること。

3、搾乳できますといった文字は、簡潔に表記すること。

4、掲示場所は、利用者目線で一目で分かる位置にすること。

以上、4点を要望させていただき、今後も子育て環境のさらなる充実に向けた取組に期待し、この質問項目を終わります。

それでは、最後に園児の命を守る津波避難体制の強化について、再質問させていただきます。この問題は、本当に、今回の津波避難では、なかなか難しい判断であったのではないかなというふうには私は思います。要は揺れがある地震ではなくて、揺れがない、結局津波が来るという部分の、この判断が非常に難しいという部分と認識した上でこの質問をさせていただきました。

それでは、先ほど市長から保育施設における津波避難計画について、市が主体的に関与し、関係機関と連携しながら実効性を高めていくと前向きな答弁をいただきました。市として責任を持って園児を守る体制づくりに取り組む姿勢が示されたことを大変心強く受け止めております。

そこで、今回施設が最も戸惑った点が休園措置の在り方なのです。つきましては、災害時における臨時休園のガイドラインについて、むつ市はどの保育施設を対象にしているのか、市の考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

むつ市内保育施設等の災害時における臨時休園等のガイドラインの対象施設についてであります。現在の対象施設は市内保育所、保育所型認定こども園、小規模保育施設となっております。これは、幼稚園や幼保連携型認定こども園等では、学校教育法等において施設長や設置者の判断によ

り休業を行うことができるとされているのに対し、保育所、保育所型認定こども園、小規模保育施設には臨時休園の明確な基準がなかったことから、市町村において臨時休園等の基準を策定することになったものです。

今後におきましては、保育施設等のご意見を伺いながらガイドラインの見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 部長のご答弁のとおり、ガイドラインの対象者を明確にし、保育施設と連携して見直しを進める姿勢を評価いたします。特に保育所、保育所型認定こども園、小規模保育施設に基準を設ける取組は、これまで基準がなかったことを考えると、策定に向けた一歩の前進であると思っております。また、災害時の安心の確保に重要であると受け止めました。

それでは、8月26日に行われた保育施設に対する説明会ではどのような要望が上がったのか、お聞かせください。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

8月26日に開催いたしました今回の津波対応についての保育施設等への説明会では、避難指示に伴う保育施設の休園、開園に関する市の指示内容を明確にしてほしい、災害時における保育施設への伝達方法を改善してほしい、避難対象地域の発表の仕方を検討してほしいなどの要望がございました。

今回いただきました要望につきましては、今後も保育施設と協議を重ね、改善に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 施設からの要望等は確認できました。この要望をしっかりと受け止めて、改善に向けて進めていただきたいと思います。

それでは、この要望、要望だけに終わらせるのではなくて、具体的に前に進めていかなければならないと。そういった意味で、この要望に対していつ頃までこの見直しを図っていくのかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

要望等に対する見直し時期につきましては、年度内を目標に保育施設等のご意見も伺いながら、できるだけ早く見直しできるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。災害は、いつ来るか分からないので、年度内でそういう思いでやっていただくことは、本当に感謝申し上げます。

それでは、次の課題としては、今回私感じたのは、今回の津波避難の部分で、例えば沿岸地域の部分で高台避難か垂直避難かという考え方、これが非常に戸惑いがあったのではないかなというふうに思います。私も大曲に住んでいますので、大曲でも保育園が幾つか存在していて、同じ地域であっても、ある施設では垂直避難、別の施設では高台避難と、避難の方法の解釈に違いが見られました。こうした状況は、避難基準の在り方に課題があるのではないかと考えます。

そこでお伺いします。本市における保育施設等の避難確保計画の作成率と計画に基づいた訓練の実施率をお示してください。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

計画の作成対象となる施設につきましては、

82施設でありまして、このうち65施設から提出を受けておりますので、提出率は79.3%となっております。

また、訓練実施報告書につきましては、避難確保計画提出数65に対しまして、令和6年度に訓練実施報告書の提出は29施設でありましたので、提出率は44.6%となっております。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 総務部長、答弁ありがとうございます。

これは用意していなかったらいいのですが、例えば保育側的な部分での数値というのは捉えていますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

保育園、幼稚園等に関しましては、15施設中14施設が避難確保計画を提出しております。また、避難訓練につきましては、全施設が月1回の避難訓練を実施しているということを確認しております。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。福祉施設というか、保育園とか幼稚園では、ほぼほぼしっかり計画を組んで避難訓練をしているというふうに受け止めてさせていただきました。

今回未就学児を預かる保育施設において、制度上の位置づけが……今訓練の分は、やっぱり計画あって避難をしたという部分で、その計画に基づいて垂直避難なり高台避難をすれば問題ないのですけれども、この計画がどうだったという部分が私は非常に問題だと思っています。それは、制度上、例えば保育施設と幼稚園という部分は、またちょっと違いますので、その上で未就学児を預かる保育施設において、制度上の位置づけや運営形態が異なりますけれども、そうした違いで津波な

どの避難訓練に差が生じるものなのか。例えば幼稚園は文部科学省だし、保育園のほうは厚生労働省ですよね。そういった部分での訓練に差が生じるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

保育施設に関しましては、月1回、毎月の避難訓練が義務づけられておりますけれども、幼稚園等に関しましては、年に1回程度の実施ということになってございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） 部長、ありがとうございます。そうなのです、要は幼稚園と保育園では訓練の回数が違うわけなのです。その部分で、その違いによって実際避難をする場合に差が生じてはいけないという部分で、ちょっと確認させていただきました。

それでは次に、同じ浸水区域であっても、今回の事例では避難方法が施設ごとにまちまちであったことを踏まえると、果たして計画どおりに避難計画が実際行われていたのか疑問が残ります。こうした点については、市としても単に避難計画の提出の有無とか、あとは訓練の実施率の確認にとどまらず、実際の避難が計画どおりに機能したのかを市が主体的に検証する必要があると考えますが、市の見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

まず、計画対象施設から提出された避難計画等につきましては、適宜庁舎内の関係部局間で情報を共有させていただいております。それで、内容のほうを確認させていただくということになっております。

一例を申し上げますと、例えば学校施設におきまして、計画に基づく避難計画を実施した際には、

その内容を教育委員会事務局、また防災安全課で共有するなど、庁内での連携を図ってチェックをさせていただいているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 7番。

○7番（住吉年広） ありがとうございます。今の確認は、先ほども申したように、計画どおりに実際の避難ができてればいいのですが、計画が例えば高台避難なのに対して、実際は垂直避難だったりとか、その差によってできないと思うのです。例えばこれ、県の監査で提出しなければならないことになっているのです、保育園の部分は。なので、その分で結局は、例えば浸水域が、避難する場合はゼロセンチメートルでない駄目なのです。必ず高台に逃げてくださいということの計画になった上で実際訓練するので、そこによって差異が生じてはいけないのではないかとこの問題提起ですので、ぜひこの辺を踏まえさせていただきます。

次に、2番目の園児避難の迅速化と安全を確保するための取組についての再質問をさせていただきます。ここでお聞きしたいのは、一時避難場所、例えば高台に避難して、その後に避難解除がずっとされないままで、避難の待機状態が長期化した場合の対応なのです。ここは、ある程度想定しないといけないと思う。ただ逃げて、それで終わりではないと思うので、その先のことをやっぱり考えていただきたいなというふうに思います。

ご答弁では、保育施設の避難場所及び避難状況、備蓄品の把握に努めるとありましたが、今後どのような手段を用いてこの支援を行っていくのか、お伺いさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。避難場所における安全確保という点についてお答えさせていただきます。

避難先で不安等が生じた場合には、まずは市の

所管課や警察、消防等と連絡を密にさせていただくことが重要であると考えております。その後の対応は、災害の種別や規模等により変化してまいりますが、市におきましても災害対策本部において避難者の安全確保のための対策を検討し、関係機関との連携の上、避難者の安全を守るよう、最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 7 番。

○7 番（住吉年広） 答弁ありがとうございます。

園児や乳幼児を含む一時避難生活において、特に必要とされる物資や支援について具体的に想定するとともに、特に夏場とか冬場の施設環境に応じた配慮も整備していただき、こうした点が避難確保計画に反映されるよう、ご助言のほうを申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、最後の保護者への情報伝達と引渡し体制について再質問いたします。まず、保護者への伝達や児童の引渡し体制の強化に向けた取組については、現状も含めて一定の進展が見られたと評価いたします。

関連してお伺いします。これまで緊急時の連絡手段は電話に依存していたということを先ほどお聞きしましたが、今後はLINEWORKSやメールなど、より迅速な、確実な手段を活用して緊急時の連絡体制の強化をしっかりと構築していただきたいと考えます。

また、ここ数年で施設の担当者も入れ替わっているわけなので、例えば先ほど言ったようにLINEWORKS、これが導入当初は皆さんに入れてくださいよという話だったのだけれども、ここがうまく活用されていなかった部分があったので、LINEWORKSは非常にいいというものですので、これをまずしっかり活用していただきたい。

その上で、操作の活用方法が先ほど言った担当者が替わっているの、十分に分からない方がい

らっしゃると伺っております。そのため施設担当者においての、例えばLINEWORKSとかの活用の勉強会もぜひご検討いただきたいと思いますけれども、市の見解をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先ほど来住吉議員から前向きな提案をいただいておりますけれども、8月26日に開催した保育施設等の説明会の中で、会議の内容を伺っておりますけれども、各施設におきまして、電話で連絡欲しい、LINEWORKSで連絡が欲しい、またメール等で連絡が欲しいと様々な要望がございますけれども、例えば災害で電話が使えない場合もございますし、一つの手法で連絡するというよりは、今後は電話、LINEWORKS、メール等、複数の方法を用いて情報発信することが大事だと思います。

施設ごとに異なった要望をされて、A施設は電話、B施設はLINEWORKSとやると、緊急性で、こちらから緊急の連絡をしたいときに、それが煩雑になり過ぎて速報ができないということもありますので、要望をいただくのはいただきますけれども、市として情報伝達を素早くできる手法を各施設にお願いすることもありますので、要望も伺いながら今後も検討してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7 番。

○7 番（住吉年広） 最後に、山本市長に質問いたします。

園児の津波避難体制に関する課題は、先ほど要望を色々伺って、それを一つ一つ受け止めていただきたいのですが、やっぱりある程度しっかり方針を求めているかなければならないと思います。その中で、こども家庭課だけではなくて、防災安全課など、複数の部署が深く関わる、まさに課を横断する重要なテーマであるということです。だからこそ、市長ご自身がリーダーシップを

発揮して、関係部局をしっかりと束ね、何よりこどもの命を最優先にこの課題に取り組んでいただきたいと考えます。

最後に、山本市長のこの思いを改めてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） これも含めて、市民の生命、財産を守る、これが最大限の行政、私自身のリーダーとしての役目だと思いますので、先頭を切ってやってまいりたいと存じます。

また、今回のカムチャツカ半島におきます地震に伴う津波注意報、警報によりまして、災害対策本部を3回開催しております。今まで答弁させていただいた総務部、こどもみらい部だけではなくて、全庁挙げて災害対策本部で今回の災害対応、避難について、やはり検証して、施設の皆さんはじめ、今回町内会含め、避難所になった場所も含めて課題があったと認識していますので、その課題を共有させていただいて、今後の災害の備えとして検討してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 7 番。

○7 番（住吉年広） 以上で私の質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月3日は工藤祥子議員、浅利竹二郎議員、杉浦弘樹議員、佐藤広政議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時11分 散会